

性的同意が当たり前になる社会をめざして

性暴力をなくすために性的同意を当たり前にする予防教育の普及

Yes

means

Yes

活動報告書



はじめに

なぜ、「デート DV 防止全国ネットワーク」が 性的同意を当たり前にするに取り組むのか？

今、日本社会で長い間見て見ぬふりをされてきた性暴力について、やっと目が向けられ始めています。被害に遭ってきた人々の切なる願い、断固たる思いが、この社会に重くのしかかっている途轍もなく大きな岩を、ミリ単位ではありますがじりじりと動かし始めています。

2024年（令和6年）3月に内閣府より公表された「男女間における暴力に関する調査」によれば、不同意性交等をされた人の45%は17歳以下で、22%が18・19歳で被害に遭ったと答えています。また、その加害者の大多数は知っている人であり、最も多いのは、交際相手（16%）と元交際相手（16%）でした。NPO法人デートDV防止全国ネットワークは、すべての子どもにデートDV予防教育を届けることを目的に活動していますが、これらの数字は、性暴力をなくすためには10代のうちにデートDVを防止することが必要であることを示していると考えます。

2023年（令和5年）性犯罪にかかわる法改正があり、刑法における強制性交等罪が不同意性交等罪に変更され、性的同意年齢が16歳に引き上げられ、性的姿態等撮影罪が創設されました。罪名に「同意」という言葉が入ったことは、まさに画期的です。しかし、その後、学校現場に出かけても、刑法の改正について認知し、理解しているおとなや子どもに出会うことはほとんどありません。

これからおとなになり、人を好きになって、性的行為をするかもしれない10代の子どもたちにこそ、同意の大切さを知っておいてほしい。それを伝えられるのは、学校で出前授業を行うデートDV予防教育の講師だからこそできるのではないか。私たち予防教育の講師が最新の知識を学び、正しく適切に伝えることができるようになるために、スキルアップオンライン連続講座を企画しました。学校での予防教育の状況を明らかにし、教員が何を求めているのか、また、中高生の意識や実態を明らかにするために、調査を実施しました。

性的同意とは、性行為を行う前に必ず言葉で確認しあうことです。性的同意を当たり前にするためには、まず日常生活の人と人とが触れ合う中にも同意を当たり前にする必要があります。同意は人と人とが対等であることが前提です。人と人とが対等で、互いを大切に出来る社会、それが私たちのめざすデートDVのない社会でもあります。

性的同意が当たり前になる社会をめざして取り組んだ1年間の活動を報告します。

目次

はじめに	1
事業 1	
「デートDV 予防教育」スキルアップオンライン連続講座 ～性的同意が当たり前になる社会をめざして	3
第 1 回 刑法改正を学ぶ①撮影罪及び面会要求罪とは	4～5
第 2 回 子どもへの性暴力と治療教育	6～7
第 3 回 刑法改正を学ぶ②不同意性交等罪とは	8～9
第 4 回 当事者の声が動かした刑法改正 ～経緯とこれからの課題を考える	10～11
第 5 回 加害者臨床の視点から考える性被害の防止 ～刑法改正・日本版 DBS を通して	12～13
第 6 回 包括的性教育と外部講師・学校との連携	14～15
第 7 回 包括的性教育と性の多様性	16～17
第 8 回 アクティブ・バイスタンダー態度を高める暴力防止授業	18～19
第 9 回 性的同意ワークショップ	20～21
第 10 回 包括的性教育の学びを広げる・深めるツール	22～23
事業 2	
デートDV 防止スプリング・フォーラム 2025 ～性的同意が当たり前になる社会をめざして	24～29
事業 3	
調査報告：デートDV と予防教育の実態と意識 ～教員・中高生調査	30～39
おわりに	40



事業1 「デートDV 予防教育」スキルアップオンライン連続講座 ～性的同意が当たり前になる社会をめざして

【講座概要】

2023年、性犯罪に関する刑法が改正されました。また、2024年6月には「日本版DBS」法が成立しました。これらの法改正の具体的内容、そしてその背景、今後の課題について学ぶとともに、「性的同意」をどのように予防教育の中で伝えるかを考えました。

【実施概要】

	日時	テーマ	講師
第1回	9月24日(火) 19:30~21:30	刑法改正を学ぶ①撮影罪および面会要求罪とは	上谷さくら氏(弁護士)
第2回	10月5日(土) 13:00~15:00	子どもへの性暴力と治療教育	藤岡淳子氏(一般社団法人もふもふネット代表理事)
第3回	10月12日(土) 15:00~17:00	刑法改正を学ぶ②不同意性交等罪とは	中山純子氏(弁護士)
第4回	10月26日(土) 14:00~16:00	当事者の声が動かした刑法改正～経緯とこれからの課題を考える～	納田さおり氏(一般社団法人Spring幹事)
第5回	11月2日(土) 15:00~17:00	加害者臨床の視点から考える性被害の防止～刑法改正・日本版DBSを通して	斉藤章佳氏(精神保健福祉士・社会福祉士/西川口榎本クリニック副院長)
第6回	11月11日(月) 19:30~21:30	包括的性教育と外部講師・学校との連携	高橋幸子氏(埼玉医科大学助教)
第7回	11月25日(月) 19:30~21:30	包括的性教育と性の多様性	渡辺大輔氏(埼玉大学准教授)
第8回	12月1日(日) 15:00~17:00	アクティブバイスタンダー態度を高める暴力防止授業	赤澤淳子氏(福山大学人間文化学部教授)
第9回	12月7日(土) 14:00~16:30	性的同意ワークショップ	ちゃぶ台返し女子アクション
第10回	12月14日(土) 14:00~16:00	包括的性教育の学びを広げる・深めるツール	染矢明日香氏(NPO法人ピルコン理事長)

【各回の参加者と動画視聴回数】

	当日参加者数	動画視聴回数
第1回	61	381
第2回	36	378
第3回	21	278
第4回	22	201
第5回	25	252
第6回	36	209
第7回	27	217
第8回	19	229
第9回	27	測定不能
第10回	19	224

【申込者の属性】

デートDV予防教育・性教育実践者	52	公務員・こども家庭庁	2
助産師	42	出版関連	3
看護師	10	社会福祉士	1
医師・病院	6	議員関連	2
養護教諭	4	司法関係	2
学校関係者	8	当事者団体	2
保育園関係者	3	女性団体	1
男女センター等	11	その他	11

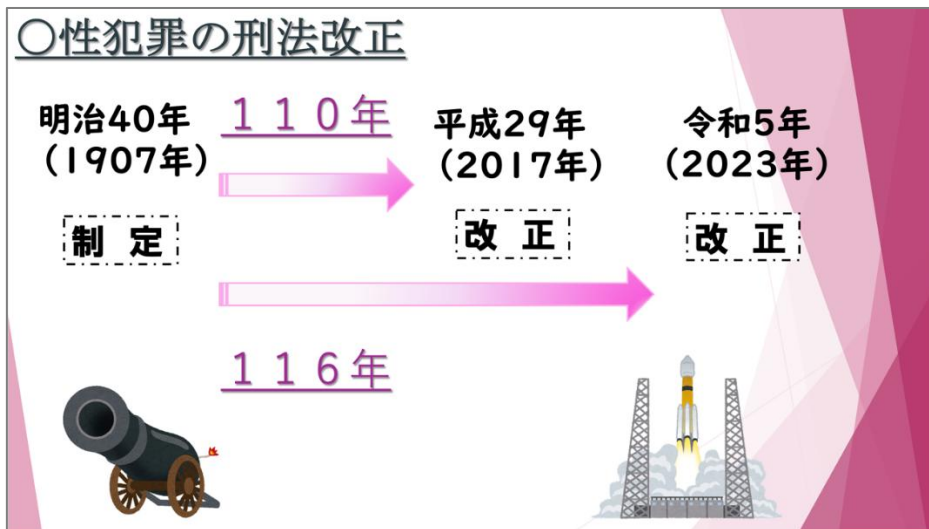
全10回申し込み者数 147人
各回個別申込者 のべ23人

第 1 回 講師:上谷さくらさん 9月24日(火)19:30~21:30
刑法改正を学ぶ①撮影罪および面会要求罪とは

令和 5 年(2023 年)に新設された、撮影罪及び面会要求等罪とは何かを詳しく学びました。
この中で、16、17 歳は面会要求等罪の対象でないこと、
また未成年同士の事案における 5 歳差要件などについても学びました。

【性犯罪の刑法改正について】

明治 40 年制定後平成 29 年(2017 年)の改正まで 110 年
令和 5 年(2023 年)改正まで 116 年大きな改正はなかった。
明治 40 年は、義務教育が 4 年から 6 年に延長された年です。



【平成 29 年(2017 年)改正の主な概要】

1. 強姦罪から強制性交等罪へ
2. 親告罪から非親告罪へ
3. 監護者の罪の創設

【令和 5 年(2023 年)刑法・刑事訴訟法の改正・新設】

1. 不同性交等罪、不同意わいせつ罪の構成要件の変更
2. 性的同意年齢の引き上げ
3. 身体の一部または物を挿入する行為の取り扱いの見直し
4. 配偶者間において不同意性交等罪などが成立することの明確化
5. 面会要求等罪の新設
6. 公訴時効期間の延長
7. 撮影罪の新設

【面会要求等罪の新設 について】

面会要求等罪とは、わいせつの目的で若年者を懐柔する行為に係る罪
16歳未満の者に対し(16歳17歳の未成年は対象外)

1. わいせつ目的で「威迫、偽計、誘惑」「反復」「利益供与又はその申込・約束」という手段で面会を要求
2. 1.の結果、わいせつの目的で面会
3. 性交等をする姿態、性的な部位を露出した姿態などをもってその映像を送信することを要求したものについて罰する。

【撮影罪の新設 について】

盗撮が特別刑法「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」として新設された。

この背景には、スマホの普及により画像が世界中に拡散してしまうこと、盗撮が、低年齢化(小学生も加害者に)したことがある。これまでは、各都道府県の迷惑防止条例や軽犯罪法違反、あるいは刑法の建物侵入罪で規制していた。

【今後の課題…16歳、17歳をどう守るか】

16歳、17歳は、未成年でありながらこれらの法律の対象外となっている。

一方、ある調査では、20～25歳の男女への調査(回答数約18,000人)のうち、18歳未満の時に性的自撮りによる送信経験がある人は2.4%であった。このうち2割が性的被害に遭っているという結果を見ると、どのようにこの年代を守るのかが課題。

参考:法務省 性犯罪関係の法改正等 Q&A

https://www.moj.go.jp/keijil/keijil2_00200.html

参加者の感想

- 法律の改正やその背景について知ることができて理解が深まりました。文章で読むだけではわからなかった改正のポイントなど知れてよかったです。
- 撮影罪…本当は長い長い名前…の意味がわかりました。なかなか複雑なんですね。でも今まで、こんなに色んなことが取り締まることができなかったのか、そのご苦労、無念さがよくわかりました。盗撮だけでなく、撮影されていることが分かっても罪になるとか、細かいことがよくわかってよかったです。



【講師紹介】

上谷さくら(かみにたに・さくら/弁護士)

青山学院大学法学部卒。毎日新聞記者を経て弁護士登録。犯罪被害者支援弁護士フォーラム事務次長。殺人、性犯罪、交通事故等の被害者支援が専門。熊谷6名連続殺害事件、東池袋暴走死傷事故、軽井沢スキーバス転落事故等の被害者代理人。法務省性犯罪に関する刑事法検討会委員。保護司。「報道ステーション」(テレビ朝日)、「世界一受けたい授業」(日本テレビ)、「クローズアップ現代」(NHK)など出演。著書に「新おとめ六法」(KADOKAWA)など。

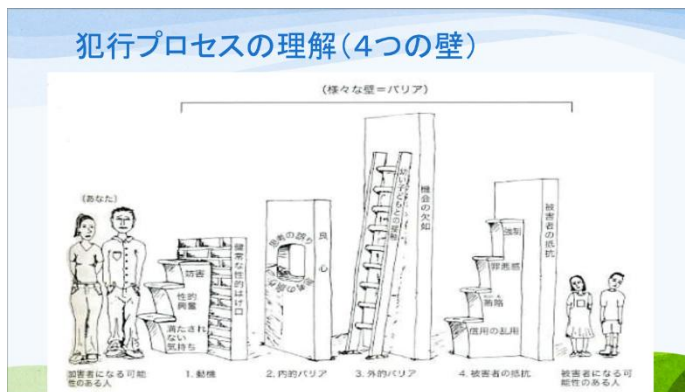


第 2 回 講師:藤岡淳子さん 10月5日(土)13:00~ 15:00 子どもへの性暴力と治療教育

『性暴力』とは何か』の基本的理解、子どもへの性暴力の特徴、治療教育の基本について学びました。また、問題行動がある人への更生のために私たちができることを学びました。

【性暴力の基本的理解】

- 性的欲求は、自然で健康的なことで、性の好みは十人十色。性行動と性暴力行動とは似て非なるもの。性暴力は、「同意なし」「対等性がない」「自発性がない」。
- 身体的接触・攻撃性が少ないもの(言葉によるものや覗き)から大きいもの(不同意性交、快楽殺人)まで連続体になっている。
- 性暴力とは、特定の「感情-認知-行動」の連結により当人にそれなりの欲求充足をもたらすパターン化された行動(犯行は「たまたま」ではない)。
- 動機は性欲だけによるものではなく、関係性の「病」とも言われている。性行動を通じての「暴力」としての側面に留意。
- その行動を手放すことができるという前提で、性犯罪者ではなく、性的問題行動(性暴力行動)を持つ人と呼んでいる。
- 性暴力行動は、「たまたまやった」というよりもプロセスを踏んで行われている。(犯罪プロセスの理解(4つの壁)「回復への道のり:パスウェイズ」の図参照)。



【子どもへの性暴力の特徴】

子どもへの性暴力の特徴として、「子どもを性虐待する父親」「きょうだい間の性問題行動」「教職員による児童・生徒への性的不正行為」について事例や研究の紹介があった。

【治療教育の基本】

性犯罪の治療的教育は、再犯率を下げるための証拠があるやり方をとっている。再犯率を低下させるやり方がわかっている。

【RNR 原則(効果的な治療教育的介入)】

- Risk: リスクを測る(尺度がある): 低リスク・中リスク・高リスクそれぞれの再犯に関するデータがあり、リスクに応じた治療をする(低リスク者を高リスク者に混ぜて治療すると再犯率が上がる)。
- Need: 犯罪の原因である変わる(変える必要のある)リスクを特定しそこに手を入れる。
- Responsivity: 相手の学習スタイルと文化に応じて教える。

犯罪を予測するのに重要なリスク(犯罪再犯予測リスク)が発見されている。これらのリスクを減らし、保護因子を増やすということが治療教育の方針。

現在の性犯罪者処遇プログラム(刑務所の中で行われている)の構成は以下のとおり。

＊性的興奮パターンを変える(性的欲求をなくすという意味ではない)

＊認知行動療法的アプローチ

- 反社会的認知・態度の修正
- 自分の行動の開示→パターン(直線モデル・サイクルモデル)作成→介入プラン作成
- 再犯防止モデルによる自己統制力の強化+グッド・ライフ・モデル
- 社会的スキル及び共感性の涵養(被害者の理解、感情とコミュニケーション)

きちんとプログラムを受けて 10 年再犯がなければ、高リスクの人と低リスクの人の再犯率は変わらなくなってくる。

【治療教育の実際】

犯行プロセスを理解(4つの壁)しそれぞれの壁を強化する必要があり、

- まずは外的バリアを高くしてチャンスを作らない
- 内的バリアを強化する
- 被害者の状況を理解する
- 動機のバリアを強化する:安心・安全な生活環境、言える・聞けるコミュニケーションの質と量を高める、理解と変化(成長)への期待のバランス、スキルの習得、葛藤体験を乗り越える体験、適切な限界設定が大切であり、原因を上流で断つことの重要性

4つの思考の誤りを認識し、思考の誤りに気づき修正する。思考の誤りには誰にでもあるものという認識で、自分の「思考の誤り」に気づく。

性犯罪者のマスターベーションは、アルコール中毒のアルコールのように性犯罪に近づける。

参考:もふもふネット(研修動画で学べます)<https://mofumofunet.jimdown.com/>

参加者の感想

- これまで当然のように「加害者にも被害者にも傍観者にもならない」とデート DV 防止講座や性暴力防止講座で語りながら、すでに加害者である生徒が目の前にいるかもしれないという意識が欠落していたと気づきました。加害者更生についての知識は不可欠であると思いましたし、その生徒に届くような呼びかけを入れたいです。
- 性加害ではなく、性の問題行動を持った人という表現が心に残りました。問題行動は手放すことができるため、持つという表現にしていることも真似していきたいと思いました。



【講師紹介】

藤岡淳子(ふじおか・じゅんこ)一般社団法人もふもふネット代表理事
上智大学大学院博士前期課程修了。法務省矯正局において、心理技官・法務教官等を 20 年間務めたのち、大阪大学大学院教授。性暴力加害者のアセスメントと治療的教育に携わる。

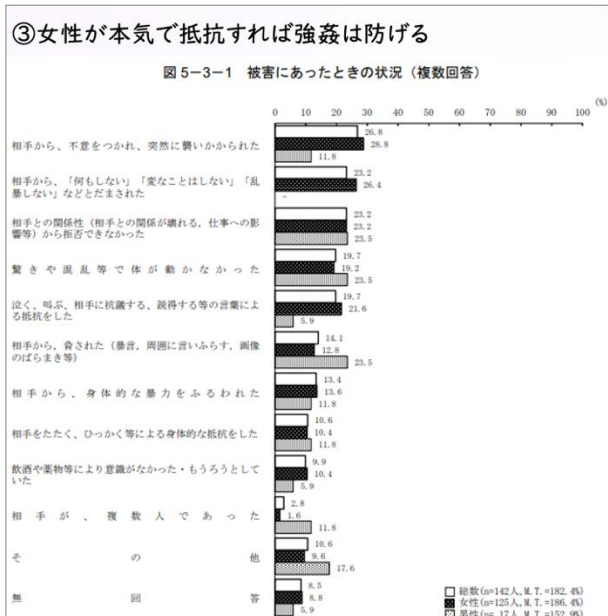
公認心理師、博士(人間科学)、主な著書に、「性暴力の理解と治療教育」、「非行・犯罪心理臨床におけるグループの活用」、「性問題行動のある子どもへの対応(共著)」以上誠信書房、「非行・犯罪の心理臨床」(日本評論社)他、多数。

第3回 講師:中山純子さん 10月12日(土)15:00~17:00 刑法改正を学ぶ②不同意性交等罪とは

令和5年(2023年)6月刑法改正までの経緯を、「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」「性犯罪に関する刑事法検討会」での議論、法制審議会で確認されたことなどを丁寧に紐解き、「不同意性交等罪」「公訴時効延長」がどのように形作られていったかを学びました。

【いわゆる『レイプ神話』は真実か？】

社会に蔓延している「レイプされるのには、女性の側に何か原因があったのではないか」や、「女性が本気で抵抗すれば強姦は防げるのではないか」など、いわゆるレイプ神話が客観的事実に基づき事実ではないという説明があった。



例えば、「女性が本気で抵抗すれば強姦は防げる」ということについては、「相手から、不意をつかれ、突然襲いかかられた」「だまされた」「体が動かなかった」という回答が多いことを見ると、事実ではないと言える。

【刑法における「暴行」の種類】

2017年刑法改正で「強姦罪」が「強制性交等罪」となったが、暴行・脅迫の定義(要件)に関しての見直しの議論はほとんどなく、附則において3年後見直しとなり、法務省内ワーキンググループにて広範な調査が行われた。

2023年の改正では、「暴行脅迫要件・抗拒不能要件」が明確化された。また、配偶者間における不同意性交等罪などの適用が明文化された。

この時に「同意しない意思」という言葉が終盤で入った。

刑法177条暴行・脅迫要件、178条心神喪失・抗拒不能要件の改正

旧 177条・178条	改正177条第1項
十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて	次に掲げる行為又は事由(1号乃至8号)その他これらに類する行為又は事由により、
性交、肛門性交又は口腔性交(以下「性交等」という。)をした者は、	同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、
強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。	性交、肛門性交、口腔性交又は腫若しくは肛門に身体の一部(陰茎を除く。)若しくは物を挿入する行為であつてわいせつなもの(以下この条及び第179条第2項において「性交等」という。)をした者は、婚姻関係の有無に関わらず、
人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて	5年以上の有期拘禁刑に処する。

【被害当事者の性犯罪に関する刑事法検討会への参加】

刑法177条暴行・脅迫要件、178条心身喪失・抗拒不能要件の改正

旧177条・178条	改正177条第1項
<p>【暴行又は脅迫】 程度の定義 「相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のもの」</p> <p>【人の心神喪失若しくは抗拒不能】</p>	<p>【次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為】 (1) 暴行又は脅迫を用いること又はそれらを受けたこと (2) 心身の障害を生じさせること又はそれがあること (3) アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること (4) 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること (5) 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと (6) 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること (7) 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること (8) 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて</p>

2017年の改正後2019年3月の4件の無罪判決は衝撃が大きかった。フラワーデモが実施されるなどの刑事法見直しに対する市民の声を受け、2020年6月から性犯罪に関する刑事法検討会が始まった。この検討会に被害当事者が委員となった。これは、初めてのこと。

【法制審議会で繰り返し確認されたこと】

性犯罪の処罰規定の本質は

- 被害者が同意していないにもかかわらず性的行為を行うことにある
- 被害者に抵抗を要求するような文言にならないように
- 抵抗を要求するのは明らかに不適切

【性的同意年齢の引き上げと5歳差要件】

13歳から16歳に

根拠:性的行為をするかどうかに関する能力とは？

- 行為の性的な意味を認識する能力
- 行為が自己に及ぼす影響を理解する能力
- 性的行為に向けた相手方からの働きかけに的確に対処する能力

5歳差要件

16歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者(当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、そのものが生まれた日より5年以上前の日に生まれたものに限る。)も、不同意わいせつ罪として処罰される。

参加者の感想

- 刑法改正の経緯がとても分かり易く、刑法に限らず、今後必要と思われる法律の改正にも参考になる内容でした。また、市民の声法律を変える原動力となるという勇気を貰える内容でした。
- 改正後の判例を注視していきたいと思えます。



【講師紹介】

中山純子(なかやま・じゅんこ/弁護士)


日本女子大学文学部英文学科卒業後、社会人経験を経て、明治大学ロースクールへ入学。2009年に司法試験合格。2011年に弁護士登録。主にDVを含む離婚事件、相続、性被害事件に取り組んできた。

第 4 回 講師:納田さおりさん 10月26日(土)14:00~16:00
当事者の声が動かした刑法改正～経緯とこれからの課題を考える

刑法改正・性犯罪規定改正に向けて政府、そして市民に働きかけてこられた足跡とその戦略を学びました。また、今後の取り組みについても共有いただきました。

【2017 年改正に至るまで】

2014 年に 2 人の女性法務大臣が就任し、「強姦刑の法定刑が懲役 3 年以上で、強盗が懲役 5 年以上はおかしい」との発言があったり、法務省「性犯罪の罰則に関する検討会」の設置が行われたりした。このこと自体はチャンスではあったが、検討会での議論に対し性暴力被害の実像を反映した刑法改正を求めたいと団体が立ち上がった。


1.2 刑法性犯罪抜本改正チャンス到来 

2015年8月6日
「性犯罪の罰則に関する検討会」取りまとめ報告書提出

真摯な議論の一方で、性暴力・性犯罪の実態が理解されているのかという疑問も。暴行・脅迫要件の一般的な緩和、撤廃はすべきではないという意見多数。更に「親子間でも真摯な同意に基づく性的な関係が全く起こらないとは言えないのではないか。(中略)道徳的に妥当でない性行為であるとしても、性犯罪として本来処罰すべきではないものを処罰する事になってしまわないか」という発言あり。

性暴力被害の実像を反映した刑法改正を求めたい！団体設立

しあわせなみだ(2009設立)
 ちやぶ台返し女子アクション(2014設立)
 性暴力と刑法を考える当事者の会(2015.8設立)
 明日少女隊(2015設立)




©一般社団法人Spring

2016 年 5 月の第 6 回法制審議会に、「性暴力と刑法を考える当事者の会」代表の山本潤さんが当事者としてヒアリング聴取者として出席。多数の質問がなされた。

その後、4 団体が協力して当事者の声を反映させた刑法改正に一点集中したビリーブキャンペーンを立ち上げ、世論喚起し、そして国会議員に働きかけた。

法律を作るのは政治家の仕事なので、政治家にいかに共感を持ってもらうか、いかに実行をもたらせる法律を作っていくのが大切かを、特定政党に関わることなく与野党のバランスを重視した

1.2 刑法性犯罪抜本改正チャンス到来 

刑法と性暴力を考える当事者の会の活動(2)

月日	法制審議会	性暴力と刑法を考える当事者の会
2015/12/9		シンポジウム「私たちの声を聴いてください」開催 (於国立オリンピック記念青少年総合センター)
2015/12/16	第三回会議	
2016/1/12		性暴力の実態を反映した刑法(性犯罪)改正を求める声明公表
2016/1/20	第四回会議	
2016/3/25	第五回会議	
2016/5/25	第六回会議	代表山本潤がヒアリング聴取者として法制審議会に出席、声明を提出
2016/6/16	第七回会議 要綱(骨子)修正案可決	

©一般社団法人Spring

全方位外交的な活動が必須という方針で取り組んだ。

【2023 年改正に向けてのアドボカシー活動】

2017 年 7 月 7 日 一般社団法人 Spring 設立。

日本初の法人化された性暴力被害当事者団体。

組織づくりは、コミュニティ・オーガナイズングのメソッドを採用した。

コミュニティ・オーガナイズングにおける変革を起こす 5 つのステップとは、

1. パブリックナラティブ: 共に行動を起こすためのストーリーを語る
2. 関係構築: 活動の基礎となる人と強い関係を作る
3. チーム構築: みんなの力が発揮できるようにする
4. 戦略づくり: 人々の持つものを創造的に生かして変化を起こす
5. アクション: たくさんの人と行動し、効果を測定する

これらのステップに従って、どのように組織づくりを行なったかの説明があった。

2023 年の改正に際しての 4 つの戦略が紹介され、それぞれのアクションが説明された。

- ① 性犯罪に関する刑事法検討会・法制審議会に当事者を
- ② 不同意性交等罪の実現に向けて
- ③ 公訴時効の更なる延長を求めて
- ④ 第 211 回通常国会(2023 年 1 月～6 月)での刑法改正実現を目指す

【これからの取り組み】

これからの取り組みとして次の 4 つが紹介された

- ① 新刑法運用の注視
- ② Yes Means Yes 型の実現に向けて海外の運用状況調査・日本への啓発
- ③ 公訴時効の更なる見直しに向けた海外の運用状況調査・日本への啓発
- ④ ト라우マ治療体制の拡充・啓発に向けた活動

参加者の感想

- 刑法改正に関わったかたの話が聞いて本当に良かったです。各団体がつながり力を結集することの大切さを学びました。
- 「生命の安全教育」は「加害者を作らないためにある」と言われたのが印象的でした。無意識のうちに「被害者にならない」「泣き寝入りしない」を中心とした講座をしていたように思いました。



【講師紹介】

納田さおり(のうだ・さおり)／一般社団法人 Spring 幹事

二女の母。1993 年早稲田大学人間科学部卒、2010 年明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科卒、2007 年西東京市議会議員就任(現在 5 期目)、一般社団法人 Spring 幹事、一級危機管理士・防災士。2010 年 NY 市役所児童保護課の視察をきっかけに、児童性虐待や若年女性に対する性暴力の課題を重く受け止め、2015 年から 110 年ぶりの刑法性犯罪改正の運動に参加。

2017 年 Spring 設立メンバーとなり、二度目の刑法改正実現後も、被害者中心主義の更なる法改正や生命の安全教育を始めとする性教育の指導体制強化を目指し、性暴力被害当事者と共に活動中。

第 5 回 齊藤章佳さん 11月2日(土)15:00~17:00

加害者臨床の視点から考える性被害の防止～刑法改正・日本版 DBS を通して

被害者支援の一環としての加害者臨床の実際について学びました。また、日本版 DBS の課題についても共有いただきました。

そして、包括的性教育の必要性についてもお話しいただきました。

【加害者臨床】

- ・ 加害者の行動変容と加害行為の責任性を扱う心理臨床
- ・ 大前提として、被害者支援の一環(加害者は支援やケアされる存在ではなく、第一義的に被害者に責任を取るべき存在)

【性暴力とは】

性暴力は、性的欲求や衝動にのみよるものではない。それは支配や優越、強さの主張といった様々な欲求から行われる。性犯罪は決して衝動的に行われるのではなく、自己の欲求を充足させるため、合目的的に、いわば計画的に行われる。性犯罪は決して一過的な性の試みとして行われるものではなく、性犯罪行動の変化にターゲットを絞った特別な治療をしない限り、何度でも繰り返される非常に習癖性の高い行動である。そして、性犯罪者の査定と治療には特別な困難が伴い、従って特別な訓練が必要とされる。(Perry & Orchard, 1992)

【学習された行動】

「痴漢として生まれてくる男性はいません。痴漢になりたくて生まれてきた男性もいません。彼らは社会の中で、自ら痴漢になるのです」

(「男が痴漢になる理由」はじめにより)

【治療の三本柱+包括的性教育】



【まとめ】

性暴力への認識をアップデートする

1. 刑罰や監視によるアプローチの限界と、医療モデル・教育モデル・社会福祉モデルを統合的に加えたアプローチの普遍化(Andrews & Bonta, 2010)
2. 関わる援助者が子どもへの性暴力に対する正しい知識と認識を持つこと(男児も対象になることやカミングアウトには相応の時間がかかること)
3. 沈黙する第三者(サイレントマジョリティ)への啓発。沈黙は加害行為に間接的に加担すること
4. 性犯罪の一次予防(啓発と教育)・二次予防(早期発見・早期介入・早期治療)・三次予防(再発防止)について

参加者の感想

- 刑事事件で捕まらなければ、繰り返したということが9割という衝撃のデータ。
- どうして、日本は性犯罪だけではないですが、犯罪の更生プログラムが乏しいのでしょうか？研究する人が少ないからでしょうか？
- 多くの犯罪心理の裏側を繋がりやの欠如とよく考えることがあり、だからこそ、なにか社会に出た時にどうするか？を考えていかなければならないと考えたりもしますが、どうしたらいいのか、もやもやします。
- 性犯罪者の「学んできたのはすべて AV からだった」という言葉から、包括的性教育の充実が急務だと改めて思いました。



【講師紹介】

齊藤章佳(さいとう・あきよし/精神保健福祉士・社会福祉士/西川口榎本クリニック副院長)

1979年滋賀県生まれ。国内最大規模といわれる依存症施設である榎本クリニックにソーシャルワーカーとして、長年にわたってアルコール依存症を中心に様々なアディクション臨床に携わる。専門は加害者臨床で、現在まで3000名を超える性犯罪者の地域トリートメントに関わってきた。『子どもへの性加害ー性的グルーミングとは何か』(幻冬舎新書、2023年)、『性暴力の加害者となった君よ、すぐに許されると思うなかれ』(ブックマン社、2024年)、最新刊に『性的同意は世界を救うー子どもの育ちに関わる人が考えたい6つのこと』など著書多数。

第 6 回 講師:高橋幸子さん 11月11日(月)19:30~21:30 包括的性教育と外部講師・学校との連携

講師が性教育に取り組むことになった経緯など、講師の取り組みを軸に、どのように性教育を学校で普及し地域での取り組みに発展させているのかをお話いただき、地域で活動するにあたってのヒントをたくさんもらいました。そして、包括的性教育が現在の日本で必要なわけをお話いただきました。

【日本における性教育と包括的性教育】

「性教育は運次第」でいいわけがない！そのことを解消するために、『まるっと！まなブック』の制作に関わった。

『まるっと！まなブック』は、国際セクシュアリティ教育ガイダンスと日本の学習指導要領を突き合わせて、日本では取り上げられていないが、世界ではこのことを学んでいるという部分を分けて

学校の先生が授業で使えるイメージの教材として作成。(厚生労働省の研究班)

国際セクシュアリティ教育ガイダンスは、世界の性教育の指標。世界中のあらゆるところでこれをやりましょうというもの。

生殖に限らず、包括的な段階的に積み重ねの学校の中でカリキュラムベースで「人権」を基盤に「性」についてポジティブなイメージを育ててほしいという性教育のガイダンス。

8つのキーコンセプトを4つの発達年齢段階に応じて螺旋状に積み重ねて学ぶというもの。

性教育バッシングの矛先は2つ
DV対策は否定されにくい

国際セクシュアリティ教育ガイダンス 8つのキーコンセプト

- | | |
|-------------------------|---|
| ①人間関係 | |
| ②価値観、人権、セクシュアリティ | |
| ③ジェンダーの理解 | |
| ④暴力と安全確保 | |
| ⑤健康とウェルビーイング(幸福)のためのスキル | |
| ⑥人間のからだと発達 | |
| ⑦セクシュアリティと性的行動 | レベル1 5~8歳
レベル2 9~12歳
レベル3 12~15歳
レベル4 15~18歳以上 |
| ⑧性と生殖に関する健康 | |

包括的性教育への抵抗勢力＝性教育バッシングは、⑧と③に対してある。「性交について教えるな」(寝た子を起こすな)とジェンダーの理解(性の多様性)に抵抗勢力がある。が、④暴力と安全対策について

では反対勢力がない(少ない?)。文部科学省の「生命の安全教育」でもこのコンセプト。学校教育の中で、暴力と安全確保でなら、全くスムーズに学校に入りやすい。講座の名称が大切。まずはつながり、そこで包括的性教育の重要性を説き学校へ入っていくことができるかもしれない。

【学校とつながる方法と例】

- ✓ 学校から依頼を受ける方がスムーズ(講師側から直接やりたいというと警戒される)
- ✓ 保護者からの紹介
- ✓ 地域と学校で行われている事業に加わる
- ✓ 学校が困った時に SOS を受け取れるようにする
- ✓ 講演終了後のつながり(生徒と顔がつながる・先生からの紹介)
- ✓ ユースクリニック(若者が相談できたり、情報を得る場所として)
- ✓ 性教育を頑張っている先生を励ます(仲間を見つけるお手伝い)
- ✓ 保護者向け・教員向けの動画配信を提案(味方を増やすために)
- ✓ 教育委員会
- ✓ 「暴力と安全確保」という名目で売り込む
- ✓ 講師としてアップデートを欠かさない(生徒からの正直な評価も受入れてアップデート)
- ✓ 一緒に活動する仲間を作る
- ✓ 相談先を確保する(相談された時に適切などころに繋がられるよう)
- ✓ 議員とつながる(議員の発言に注視)

川越市の積み重ねの性教育

	講師	予算	
小学生	助産師	川越市教育委員会 きらめき 体験授業	2018年から 半分の小学校分
中学2~3 年生	誕生学	川越市役所 子ども支援課	2016年から 全校(ただし1校は 子どもサポート)
中学3年 生	産婦人科 医師	川越市保健所	2018年から 全校に予算 2023年全校で実施 小学校33校 中学校22校

川越市の例

参加者の感想

- 外部講師としてどういうふうには様々な機関とつながり、学校に性教育を広めていったのかがとてもよくわかりました。
- これまで「医師や保健師による性教育」と私が担当する「デートDV」は別のコンテンツと考えていたので認識を新たにしました。
- さっこ先生が取り組まれている性教育の実例をうかがって、改めて学校の先生方と講師の連携の重要性がわかりました。性教育は積み重ねの教育なので、生徒さんたちがどこまで何を知っているのかわからないと、伝えたいことが伝わらなかったり、自分のこととして捉えてもらえなかったり、不安・怖さだけが残ったりするので、生徒さんのレディネスを先生方からうかがって、指導計画を組み立てる必要があると思いました。



【講師紹介】

高橋幸子(たかはし・さちこ/埼玉医科大学助教)

埼玉医科大学 医療人育成支援センター・地域医学推進センター、埼玉医科大学病院 産婦人科(思春期外来担当)、一般社団法人 彩の国思春期研究会 代表理事、日本思春期学会 理事

主な著書:『サッコ先生と！からだこころ研究所～小学生と考える「性ってなに？」』(リトルモア、2020年)、『12歳までに知っておきたい男の子のためのお家でできる性教育』(日本文芸社、2024年)、『まるっと！まなぶっく Level2~4』(厚労科研費プレコンセプションケア荒田班)

第 7 回 渡辺大輔さん 11月 25 日(月)19:30~21:30

包括的性教育と性の多様性

一人ひとりが自らについて振り返りながら「性」について考えることを通し、性の多様性について学びました。また、包括的性教育で取り扱われている「性の多様性」に関するテーマと学校教育での扱い方をわかりやすく説明いただきました。

「多様性」ということについて改めて考える機会となりました。

【私たちの思考プロセスに大きく影響しているもの】

1. ジェンダー・バイアス(性別役割などに関する思い込み)
2. 異性愛(中心・至上)主義(ヘテロセクシズム、ヘテロノーマティブ)
3. シスジェンダー(中心・至上)主義

これらのバイアスのある中であらゆる場・システム(個人、家庭、学校、職場、文化、社会)がつくられてきた。だからそのシステムをつくり直さなければならない。

【私たちの「性」の要素】

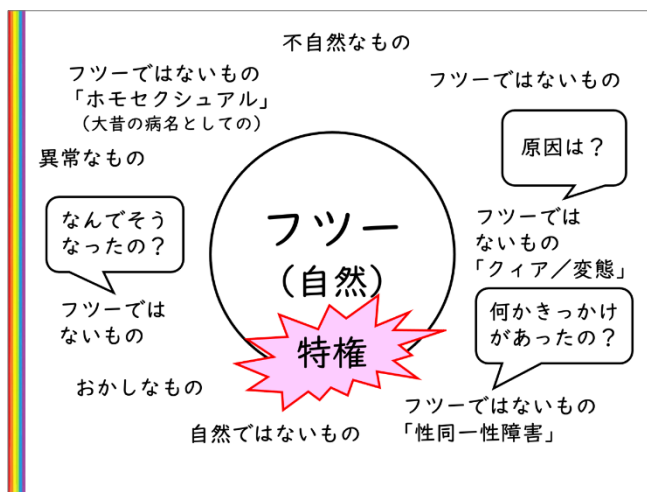
- ① 性自認(私の性別、生きていく性別、体験する性別、認識する性別、こころの性、ジェンダー・アイデンティティ/性同一性) ← 私たちの性の土台
- ② 身体の性的特徴(からだの性別、セックス、生物学的・解剖学的性)
- ③ 性別表現(ジェンダー・エクスプレッション、見た目、仕草、言葉づかい、考え方など。「らしさ」・社会的性別規範にはまる/はまらない)
- ④ 性的指向(好きになる性別、セクシュアル・オリエンテーション)
- ⑤ 法律上の性別(戸籍の性別)

SOGIE(ソジー/ソギー):性的指向・性自認・性表現

Sexual Orientation, Gender Identity, Gender Expression

【フツーってなに?】

フツーと思っ込んでいる側の特権 フツーでない人は当たり前にはできないこと



【「LGBT 教育」から「性の多様性」教育へ】

LGBT 教育

→いつも「マイノリティ」が説明の中心となってしまう

- ・「マイノリティ」を知って理解してあげる「フツー」である「わたし」という構造の再生産
- ・当事者も教室にいつらい

“性の多様性”教育

→「SOGIE」(性的指向・性自認・性表現)といった性を捉える概念を用い、そこに多様に位置づく「私たち」の多様性について考える教育が必要である。

★注意点



- ・他人のセクシュアリティを詮索しない、聞かない。
- ・セクシュアリティはプライバシーに関わること。
- ・聞くなら、どのような答えでも受け止める覚悟をもって。
- ・セクシュアリティについて聞かれたら、話してもいい。話さなくてもいい。ごまかしたっていい。
- ・セクシュアリティはあなたの大事なプライバシー。
- ・ただし、さまざまなセクシュアリティの人が安心して生きられる環境をつくるのは私たちの責任。

自分のとっても大事なことを
誰に話す？

- ・信頼できる人
- ・どういった人が信頼できる人？
- ・どうやって見極める？
- ・自分は他者から信頼されている？
- ・どうしたら信頼される？

参加者の感想

- ・ どう伝えればよりインクルーシブなのか、誰も傷つかず、この人は信頼できる大人かもしれないと思ってもらえるのか考え続けていきたいなど思いました。
- ・ 自分はそこまで不自由なく生きてきた分、知らない間に傷つけている可能性もあったかもしれないと思っています。だからこそ、少しでもそこに気付けるよう、こういった研修会で先生の経験談をお聴かせいただけるのがとても参考になります。



撮影／清水亮一

【講師紹介】

渡辺大輔氏(わたなべ・だいすけ／埼玉大学准教授)

埼玉大学 ダイバーシティ推進センター 准教授

博士(教育学) 専門:セクシュアリティ教育

近年は小中高の先生方とともに性の多様性や、包括的性教育の授業づくりの研究。

主な著書:『マンガ カラフル Kids』(共著、子どもの未来社、2023 年)、『実践 包括的性教育』(共著、エイデル研究所、2022 年)、『性の多様性ってなんだろう？(中学生の質問箱)』(平凡社、2018 年)、ユネスコ編『国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】』(共訳、明石書店、2020 年)など。

第 8 回 赤澤淳子さん 12 月 1 日(日)15:00~17:00 アクティブ・バイスタンダー態度を高める暴力防止授業

アクティブ・バイスタンダーとは何かについて学び、アクティブ・バイスタンダー態度を高めるための要因、それらを含んだ授業の実際とその効果について学びました。

【Active Bystander(アクティブ・バイスタンダー)とは】

アクティブ・バイスタンダーとは

> バイスタンダーは、**傍観者**という意味
 > アクティブ・バイスタンダーとは、**介入者**という意味
 > アクティブ・バイスタンダーがいたら防げる暴力がある
 > 介入の大部分は学校やキャンパスで行われ、主に交際関係にある
 青少年の被害や被害を減らすことに焦点を当てている。

皆さんは加害者と被害者どちらを助けますか？

アクティブ・バイスタンダーとは、デートDV やストーカ一行為など、暴力をはじめとする危険な状況で発言したり、被害者を支援したりする行動をとる人のことである。アクティブ・バイスタンダーの介入がパートナーからの性的な暴力に関連する態度や行動にプラスの影響を与える。また、介入によっては、介入後 1 年間プラスの効果が持続する可能性がありうる (Banyard, 2008)。また、アクティブ・バイスタンダ

一態度を高めるプログラムにより、レイプ神話に対する考えの軽減・バイスタンダーの知識と行動の増加に効果が見られた (Ellsberg, et al., 2018)。しかし、諸外国では行われているアクティブ・バイスタンダーに関する研究が日本では乏しい。

<引用文献>

Banyard, Banyard, V. L. (2008). Measurement and correlates of prosocial bystander behavior: The case of interpersonal violence. *Violence and Victims*, 23, 83-97. doi:10.1891/0886-6708.23.1.83
 Ellsberg, M., Ullman, C., Blackwell, A., Hill, A., & Contreras, M. (2018). What works to prevent adolescent intimate partner and sexual violence? : A global review of best practices. *Journal Article*, 381-414.

【アクティブ・バイスタンダー態度を高める要因】

アクティブ・バイスタンダー態度を高める要因は様々あると考えられるが、本講義では、1. 暴力への認識を高めること、2. 共感性を高めること、3. 対応スキル(アサーション)について紹介した。

暴力への認識と暴力

見る見る 言葉で相手の心を奪うなどといったような行為を暴力であると捉える認識のこと(赤澤, 2019)

- 暴力への認識を高めることと暴力の行使との間には強い関連性があることが示唆されている (Dibble & Straus, 1980)

Dibble, U., & Straus, M.A. (1980). Some social structure determinants of inconsistency between attitudes and behavior: The case of family violence. *Journal of Marriage and the Family*, 42, 71-80. <https://doi.org/10.2307/351935>

- 過去のいじめやデートDVの加害経験はデートDVに対する暴力への認識を低めていた(赤澤, 2019)。
- ・ 赤澤 淳子 (2019). 大学生における過去の暴力経験がデートDVに及ぼす影響 日本心理学会第83回大会 セッションID: 1D-066
- ・ https://doi.org/10.4992/pascips.83.0_1D-066

共感性と暴力

- ・ Ulloa & Hammett (2016) は、1156組のカップルを対象とした調査により、共感性が低い男性は加害者にも被害者にもなりやすく、女性の場合は、パートナーの共感性が低い場合に、加害や被害を生じさせやすいことを報告している。つまり、共感性の低さは暴力への巻き込まれやすさと関連している可能性がある。
- ・ Ulloa, E. C., & Hammett, J. E. (2016). The role of empathy in violent intimate relationships. *Partner Abuse*, 7, 140-156.

アサーションと暴力

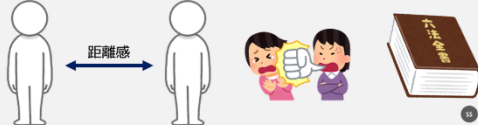
- ・ Rosenbaum, & O'Leary(1981)は、攻撃的な夫は、結婚に満足している夫に比べアサーティブではなかった(アサーションを用いていなかった)と報告している。
- ・ Rosenbaum, A., & O'Leary, K.D. (1981). Children: The unintended victims of marital violence. *American Journal of Orthopsychiatry*, 51, 692-699.

【実際のプログラム】

中学校・高等学校・大学等で行うプログラムには、上記の1. 暴力への認識を高めること、2. 共感性を高めること、3. 対応スキル(アサーション)を反映させている。

暴力のバウンダリー（境界線）を知ろう

- 物理的境界線：からだ、距離感、持ち物、空間
- 心理的境界線：心に土足で踏み込む、傷つける
- 社会的境界線：法律、条例、ルール、マナー など

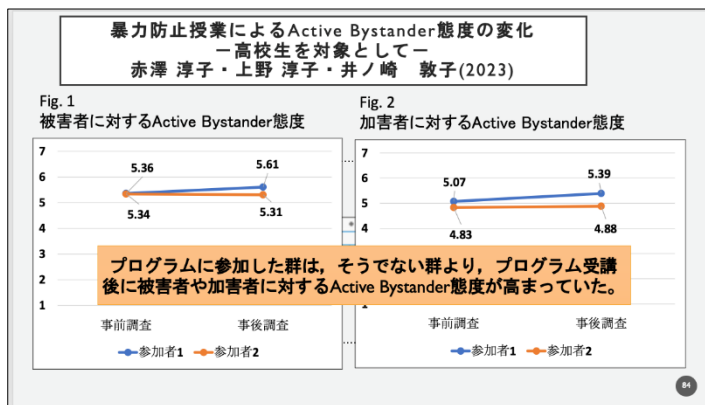


暴力の境界を考えよう
—以下の行為は暴力だろうか？—

- 1) 友達のシャーペンを勝手に使う
- 2) 場を盛り上げるために、友達の気にしていることをいじる
- 3) LINEの返事を催促する
- 4) 好意を持っている相手に、壁ドンする
- 5) 気に入らないことがあった友達を無視する
- 6) 友達にふざけて「死ね」と言う

【プログラムの効果検証】

高校生に対して、上記のプログラムの効果があったかを検証。今回の効果検証では、アクティブ・バイスタンダー態度が高まったとの効果があった。暴力観も効果が見られた。他者視点(共感性)については、変化が見られていない。



<引用文献>

赤澤 淳子・上野 淳子・井ノ崎 敦子 (2022). 青年期におけるデート DV 加害の規定要因の検討, 心理臨床学研究, 39 (6), 505-515

参加者の感想

- いじめ防止授業を小学校で実施しているが、傍観者の役割が重要だと話しをする。同じような視点がデート DV においても大切である事が、当然のことではあるが、気づかされた。
- アクティブ・バイスタンダー態度を高める要因を整理して理解することができた。実際のプログラムの紹介でどうやって伝えていくのが効果的か考えることができた。

[講師紹介]

赤澤淳子(あかざわ・じゅんこ/福山大学人間文化学部教授)

専門は発達心理学・家族心理学・ジェンダー心理学。最近特に興味を持っているテーマは、暴力を防止するための教育プログラムです。中学生、高校生、大学生を対象としたデートDV防止プログラムや、こども園、小学校、児童養護施設の幼児や児童を対象とした性暴力防止プログラムの作成と効果検証について研究しています。主な著書は、『ジェンダーの発達科学』(分担執筆、新曜社)、『アクティブラーニングで学ぶジェンダー』(分担執筆、ミネルヴァ書房)、『よくわかる家族心理学』(分担執筆、ミネルヴァ書房)など。



第9回 講師: ちゃぶ台返し女子アクション 12月7日(土)14:00~16:30 性的同意ワークショップ

ちゃぶ台返し女子アクションで実施されている、性的同意についてのワークショップを体験しながら、ファシリテーターとしてワークショップの運営や言葉がけなどで気をつけている点を教えていただきました。

実際にワークショップを体験することで、自分自身について考えるきっかけとなりました。

【ワークショップの体験】

今回のワークショップでは、レクチャーとワークを通じて、自分自身、自分と相手、社会・コミュニティの категорияで性的同意を学ぶ

<内容>

- ・ グラドルールの確認
- ・ 性的バウンダリーについて学ぶ
- ・ 性的同意とは？

ポイント「同意を取る責任は、性的言動を始める側にある」

積極的な同意をとるために

- ど どういを**毎回必ず**とろう
- う うーんや**無言**は同意じゃない
- い いいえと言える状況でとろう
- と と中でもやめよう
- は 相手の**判断力**を確認しよう

- ・ 性暴力とは？
- ・ まとめ

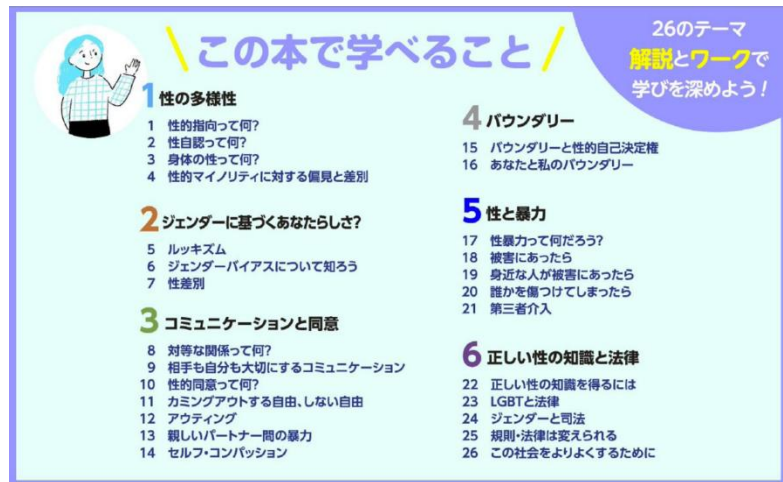
【ワークショップでの工夫】

- ✓ ワークショップ実施前に確認していること
 - ・ 参加者が終わった後にどうなっていて欲しいのか
 - ・ そのためにそれぞれのセッションでどんなことを学んで欲しいのか
- ✓ ワークショップ中
 - ・ 適宜「休憩できること」「ワークショップを安全な場所にするためのルール」を伝える。特に、「性的な内容」を含むことに取り組むときには休憩できることを伝える
 - ・ トリガーワーニング(これからどういふことをするかを伝える)、参加のルールを何度も伝えることによって参加者を守ることに気を配っている
 - ・ 問いかけをするときに、経験を強制的にカミングアウトさせないように声かけを配

慮する

- ・ セッションごとに目標と実施することを明示する
- ✓ 共有タイムでの声掛けで気をつけている点
 - ・ どういう手順(プロセス)でやりましたか？
 - ・ 「意見が割れたときにどういった話し合いをしましたか？」と深掘りができるような声かけを心がけている

参考資料



参加者の感想

- ・ ワークの中の「どこからが性的同意か」には答えがないというところ…。同意も人それぞれ…難しい、奥が深い…。自分自身のバウンダリーを持たなくては！と思います。
- ・ 「グランドルール」をはじめとした声掛けが細やかで、大変勉強になりました。



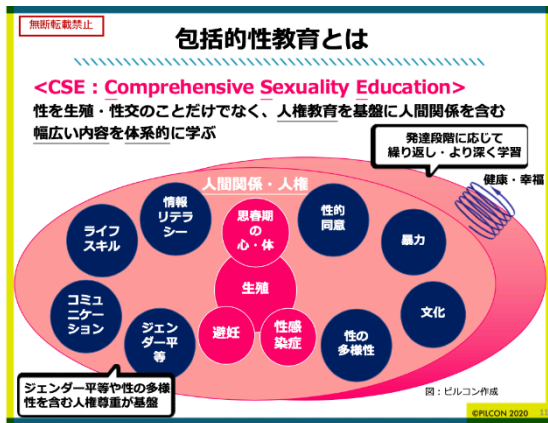
[講師紹介]

ちゃぶ台返し女子アクション(ちゃぶだいがえしじょしよあくしよん)
私たちは、ジェンダー・セクシュアリティをはじめ、民族・人種・出身地・所得・障がい・国籍、宗教、年齢等に基づく構造的暴力・差別・抑圧がない社会に向けて、性的同意を広め性暴力をなくす活動や性別役割分業を考え直す活動など、当事者同士がつながり共に声をあげることで社会的・政策的変化を起こす草の根運動を展開。2016年に取り組んだ刑法性犯罪改正のキャンペーンがきっかけで、性教育に本格的に関わり始め、性的同意の大切さを広めるキャンペーンの一環として同意について学べるワークショップを実施、2018年からはツールとして『あなたらしく大学生活を送るための方法 ～セクシュアル・コンセント・ハンドブック』を作成・配布、2024年には『性のモヤモヤをひっくり返す！ジェンダー・権利・性的同意 26 のワーク』(合同出版)を出版。

第10回 染矢明日香さん 12月14日(土)14:00~16:00
 包括的性教育の学びを広げる・深めるツール

今回の10回シリーズオンラインスキルアップ講座のまとめとして、包括的性教育についてと、それを実践するために活用できるツールを紹介いただきました。

【包括的性教育について】



他の国の性教育と日本の性教育の異なる点は、幼少期から長い時間をかけて人権教育として包括的性教育をカリキュラムとして実施されているところ。

従来の性教育は禁止メッセージがたくさんあったが、子どもや若者たちに、健康とウェルビーイング、尊厳を実現し、選択がどのように影響するのかを考え、生涯を通じて権利を守ることにエンパワーメントしうる知識やスキル、態度や価値観を身につけさせることが目的とされる。

包括的性教育に対する日本政府のスタンスは、日本では性暴力の予防対策としての「生命の安全教育」で性教育をやっているのだから、包括的性教育は取り入れないとのこと。

日本では、性と生殖に関する健康と権利(SRHR)が重要視されてこなかったという背景があると考えられる。

【包括的性教育を実践するために活用できるツールの紹介】

性の健康や人間関係を学べる動画「AMAZE」

包括的性教育教材のポータルサイト「ライフデザインオンライン」

性のモヤモヤに答えるサイト「セシル」

無断転載禁止

性のモヤモヤに答えるサイト「セシル」

<https://seicil.com/>

<https://with.seicil.com/>

with セシル

性教育お役立ちプラットフォーム

©PILCON 2020

若者と支援者をつなぐ支援のあり方「ユースフレンドリー」

無断転載禁止

若者と支援者をつなぐ支援のあり方「ユースフレンドリー」

ユースフレンドリーなヘルスケアとは、若者が
 ころ、からだ、性に関わる悩みやケアについて、
 必要な時に相談・利用できる支援を指します。

EQUITABLE EQUITABLE
 ACCESSIBLE ACCESSIBLE
 ACCEPTABLE ACCEPTABLE

APPROPRIATE APPROPRIATE
 EFFECTIVE EFFECTIVE

YOUTH HEALTHCARE ACTION

<https://youthhealthcareaction.org/>

©PILCON 2020

家庭でできる性教育サイト「命育(めいいく)」

無断転載禁止

家庭でできる性教育サイト「命育」

HOME 暮らしについて 性教育ナビ 命育Q&A 命育相談・家

Question

Content Ranking

命育の授業をはじめます

まずはココから

<https://meiiku.com/>

©PILCON 2020

ゲーム

- ・ふれあいサイコロゲーム
- ・ここからかるた

無断転載禁止

はじめてまなぶ「ころ」・「からだ」・「性」のだいじ ここからかるた

<https://www.godo-shuppan.co.jp/book/b605656.html>

©PILCON 2020

参加者の感想

- 包括的性教育の理念に基づいて、「生命の安全教育」の中でできることをたくさん提示してもらった。
- 実践の内容と参考資料(HP)など幅広く情報提供していただきました。



【講師紹介】

染矢明日香(そめや・あすか/NPO 法人ピルコン理事長)
 公認心理師。公衆衛生学修士。慶應義塾大学 SFC 研究所上席所員。性教育講演
 や情報発信、性教育教材の開発・普及、性教育に関わるサイトやコンテンツ監修、
 政策提言等を行う。著書に『マンガでわかるオトコの子の「性」』、『はじめてまなぶ
 ころ・からだ・性のだいじここからかるた』。監修書に『性のモヤモヤをひっくり
 返す！ジェンダー・権利・性的同意 26 のワーク』など。



事業2 デートDV防止 スプリング・フォーラム 2025 「性的同意が当たり前になる社会をめざして」



2025年3月9日(日)国立オリンピックセンターで「デートDV防止スプリング・フォーラム」を開催しました。

今回のテーマは「性的同意が当たり前になる社会をめざして」。

参加者は岩手県から鹿児島県まで、全国から73名の参加でした。

午前の部では、内閣府、文部科学省、警視庁、そして、こども家庭庁からの行政報告につづき、弁護士の上谷さくら氏による基調講演「性暴力に対する法改正～性的同意が当たり前になる社会」を行いました。

午後の部は、デートDV全国ネットワーク作成のヘルシーレーションシップ構築に役立つカード

ゲーム「サチヨと恋バナ」体験ワークショップで参加者同士の交流。その後、3つの分科会「ユースプロジェクト:性的同意をキャンパスから」「多様性ワークショップ:一人ひとりの性のあり方を大切にしたい人間関係構築のための同意」「モデルプログラム体験:性的同意を予防教育に実践するために(中高生&特別支援学校向け)」を開催。全体会では調査報告「デートDVと予防教育の実態と意識～教員・中高生調査」を行いました。

ここでは、上谷さくら氏の基調講演と、3つの分科会の様子を報告します。



基調講演

講師:上谷さくらさん 弁護士

テーマ:性暴力に対する法改正～性的同意が当たり前になる社会

性暴力に対する法律の改正・新設の内容と、問題点についてお話しいただきました。また、性的同意が当たり前になる社会を創るためにどんなアクションが必要なのかを、個人でできることから予防教育でできることまで、幅広くお伝えいただきました。



【刑法の改正ポイント】

はじめに、性犯罪に関する刑法改正の経緯として、明治 40 年に刑法が制定されてから、110 年経った 2017 年(平成 29 年)に「強姦罪」から「強制性交等罪」に改正され、その後 2023 年(令和 5 年)に「不同意性交等罪」となったことが説明された。「強姦罪」の時は、被害者は女性に限られていたが、「強制性交等罪」となった時に被害者の性別を問わず対象となり、2023 年の改正では、「同意がない」ことが明文化され、どのような場合に同意がないといえるのか、8つの類型が例示された。また、「性的同意年齢」が 13 歳から 16 歳に

引き上げられた、刑の下限が引き上げられた。

現在の法律の問題点として以下のことが挙げられた。

【性的同意年齢の 5 歳差要件】

性的行為について有効に自由な意思決定をするためには、

- ① 行為の性的な意味を認識する能力
- ② 行為が自己に及ぼす影響を理解する能力
- ③ 性的行為に向けた相手方からの働きかけに的確に対処する能力

の全てが必要であると考えられ、13 歳未満は全てにおいて欠けているという認識である。13 歳～16 歳未満は①についてはある程度身についている、②は怪しい、③も不足しているという認識であるので、16 歳を性的同意が可能な年齢とされたが、被害者が 13 歳～15 歳の場合には、加害者にあたる人が 5 歳差以上離れていないとこの罪には該当しないとされた。このことは、国会の付帯決議で、「13 歳以上 16 歳未満の者に対する 5 歳以上年長のものの性的行為を処罰することとしているのは、両者の間におよそ「対等な関係」があり得ないと考えられることによるものであって、両者の年齢差が 5 歳差未満であれば「対等な関係」であるとするものではない」とされている。この点については、今後の検討課題でもある。

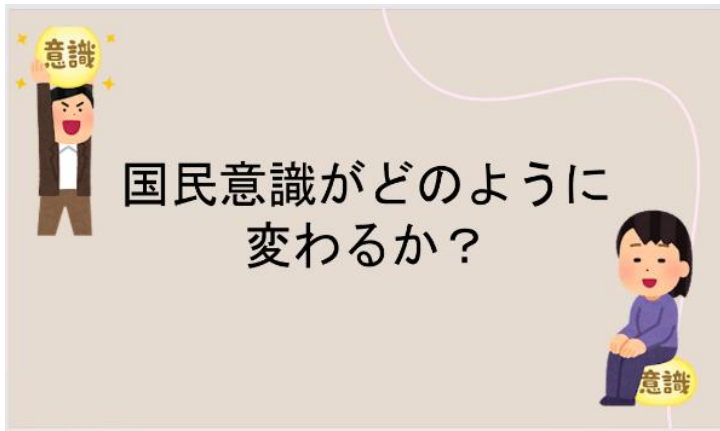
【実際の運用】

- 検察官や裁判官によるばらつきがなくなっているか
- 不同意性交等罪の要件が適切に使われているか

これらの点については、実態が判明するまでに今しばらく時間がかかるであろうが、概ね良い方

向に進みつつある。

【国民の意識】



法律は多数決で決まる。国民の意識変革をする必要がある。

- 変だと思うことには声をあげることが大切
- 自分にできることから実践することが大切(SNS への「いいね」するなどでも、図書館で本を借りて読む、同じような関心を持っている人と話すでも、裁判傍聴などでも OK)
- 男尊女卑の考え方を変える(生まれた後に体得しているものなので)

【なぜ「性的同意」が必要か？】

刑法の性的同意年齢と性的同意はイコールではない

- 刑法の性的同意年齢とは、性行為が犯罪になるかどうかの基準
- 性的同意とは、性的行為をするかどうか、お互いの意思を確認すること

同意のない性行為は、お互いが不幸になる。相手の気持ちを尊重して性的同意を取ることが重要。

【性的同意が当たり前になるにはどうすればいいか？】

- 年齢に応じた適切な性教育
- 大人が適切な性的知識を得る(大人が適切な性教育を受けていない)
- 家庭内での対話(日頃から話題にしていることが大切/男性の関与も)
- 性的話題をタブー視しない(真面目に議論する)
- 性暴力を軽視しない(見過ごさない姿勢)
- 自治体・報道による啓発(何回も繰り返して/一番の問題は無関心層)



分科会 1

ユースプロジェクト紹介:性的同意をキャンパスから～大学等での取り組み

コーディネーター／本田義明さん(元慶應義塾大学味公認団体 Safe Campus)

早稲田大学性的同意ハンドブックチーム

都留文科大学性教育サークル sexology

セクテル

学内で性的同意をどのように進めるか、性教育をどのように進めるかの取り組みと今後の展望について聞きました。

Safe Campus は、大学当局が学生全員に対して性的同意などについて啓発活動を実施することが最終目的であるとのこと。

性的同意ハンドブックチームでは、大学当局に学生オリエンテーションや授業での活動機会の交渉が困難であったとのこと。

セクテルは高校生男子3人のグループで、痴漢の実態について自分たちがいかに知らなかったかということに気づき、同級生へのリサーチから取り組み「痴漢を減らす方法」をクリエイティブに取り組んだプロジェクトの報告がありました。

Sexology は、「性教育をすべての人に届ける」という理念のもと、学内に限らず地域での活動の紹介がありました。

いずれのグループも後継者をどう作るかが悩みであるとのことでした。



分科会2

多様性ワークショップ:

一人ひとりの「性」のあり方を大切にしたい人間関係構築のための「同意」

講師／渡辺大輔さん(埼玉大学ダイバーシティ推進センター准教授)

渡辺大輔さんが、中学生に行っている授業を体験しました。

LGBT という言葉を使わずに、性の多様性という言葉を使うことでこれはみんなの問題であるというスタンスでプログラムを進めているとのこと。差別や偏見、人との関係性を考えるための動画など、たくさんの資料/教材を紹介くださいました。

自分のなかにある、偏見や差別に気づかされる時間でもありました。



分科会3

モデルプログラム体験:

性的同意を予防教育に実践するために(中高生向けと特別支援学校向け)

講師／染矢明日香さん(NPO 法人ピルコン理事長)

阿部真紀さん(認定 NPO 法人エンパワメントかながわ理事長)

ピルコンのプログラムは、中高生を対象にしたもので、対等な関係性をどう築くのか、どう気づくのかに焦点が当たったものでした。

エンパワメントかながわのプログラムは、特別支援学校向けで、スタッフによるロールプレイを交えながらのプログラムでした。自分が安心だとわかると「いやだ」と言える。「いやだ」はNo とか「ダメ」ではなく「いやだ」という気持ちがきちんと伝わるかどうかということが伝わりました。

これらのプログラムをどう広めるか、性教育を学んでいない教員の理解をどう得られるのかが課題だとのことでした。



デート DV 防止全国ネットワーク スプリング・フォーラム 2025 大会宣言

デート DV 防止スプリング・フォーラム 2025 は、「性的同意が当たり前になる社会をめざして」というテーマをかかげて開催されました。

本日、この会場に集った私たちにとって、同意というのは、性的同意も含めて、日常生活のあらゆる場面、あらゆる関係で、とても大切な概念です。2023 年 7 月に、性暴力に対する刑法および刑事訴訟法の改正があり、今後の社会の性暴力についての認識が大きく変わることを期待していますが、現実には、性暴力は無くならず、夫婦や恋人、友だちという親しい間柄であっても性的同意がないがしろにされているのが実情です。

今回のフォーラムでは、まず基調講演で上谷さくら弁護士から性的同意に関する法律についてお話していただきました。

午後の分科会では、さまざまな場で性的同意についての啓発活動をしている方たちが活発な意見交換をしました。また、全国の多くの方のご協力により当ネットワークが今年実施した「デート DV と予防教育の実態と意識～教員・中高生調査」の結果について報告しました。この調査では、性的同意やデート DV への認識、「生命の安全教育」やデート DV 予防教育の実施状況、さらに中高校生の交際経験や暴力の被害・加害経験についての実情が把握でき、今後のデート DV 予防や対応のために役立つ貴重な資料となりました。

私達にとって、同意とは、NO means NO ではなく、Yes means Yes であるべき、つまり本人の積極的な意思でイエスということのみが同意である、と考えます。

全国のどこに住んでいても、子どもたち、若い方たち誰もが、自分の権利と同意の大切さを学ぶことができ、性的同意が当たり前になる社会をつかっていくために、本日のフォーラムでの学びを、参加者の皆様のそれぞれの地域で活かし、広めていきましょう。

2025 年 3 月 9 日

デート DV 防止スプリング・フォーラム 2025



事業3 調査報告： デートDVと予防教育の実態と意識～教員・中高生調査

【調査に取り組んだ理由】

- 2016年 エンパワメントかながわ「全国デートDV実態調査」
調査から10年近く経過し、最新のデートDV被害・加害の実態について明らかにする必要がある。
- 2020年 文部科学省「生命(いのち)の安全教育」
学校現場での実施状況について、その課題も含めて明らかにする必要がある。
- 2023年 「不同意性交等罪」「不同意わいせつ罪」施行
性的同意やデートDVについて、一般的にどこまで理解されているか明らかにする必要がある。

【調査の目的】

1. 小・中・高校の教員を対象に調査を行い、学校での「生命の安全教育」とデートDV予防教育の実態と課題を明らかにする。
2. 中高生を対象に調査を行い、デートDVの被害・加害の実態を明らかにし、2016年調査結果と比較する。
3. 教員と中高生の、性的同意およびデートDVについての認識を明らかにする。

【教員調査の概要】

対象：全国の小・中・高等学校から各500校を無作為抽出

時期：2024年11月

方法：Googleフォームでのアンケートへの回答をハガキで依頼

回答率：11.0%

調査内容：基本情報

- ① 「生命の安全教育」の実施状況、必要性、課題
- ② デートDV予防教育の実施状況、必要性、課題
- ③ 性的同意の認識
- ④ デートDVの認識

【中高生調査の概要】

対象：中学校2校(関東、九州)、高等学校5校(関東、中部、九州)

時期：2024年11月～12月

方法：外部講師によるデートDV予防教育の実施直前に、スマートフォンまたはタブレットでQRコードを読み込んで回答する無記名のオンラインアンケートへの参加を依頼

参加率：67.5%

調査内容：1)基本情報 2)交際経験 3)暴力の加害・被害経験 4)性的同意の認識 5)デートDVの認識

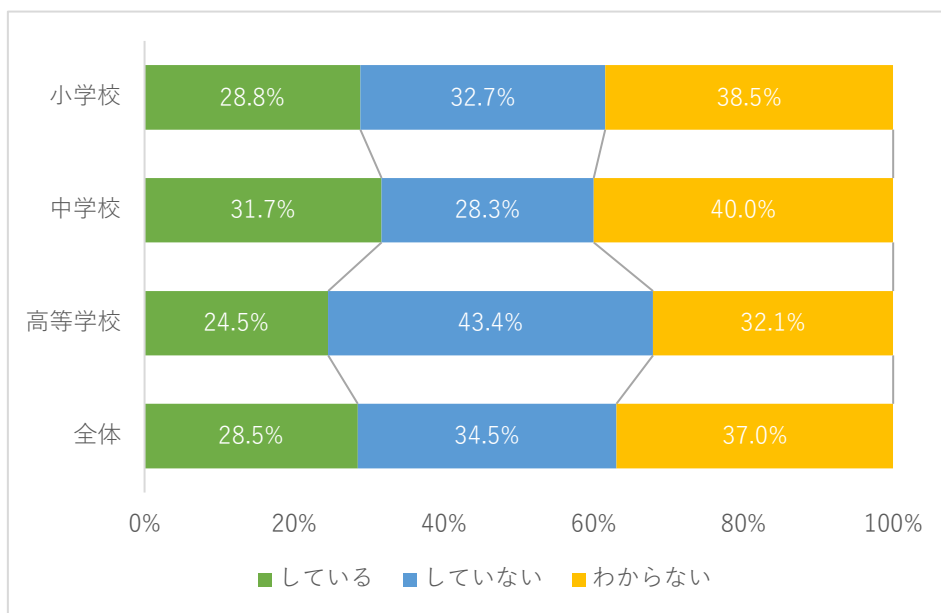
調査結果報告書は、団体ホームページデートDV情報発信サイト notAlone <https://notalone-ddv.org/> に掲載しています。



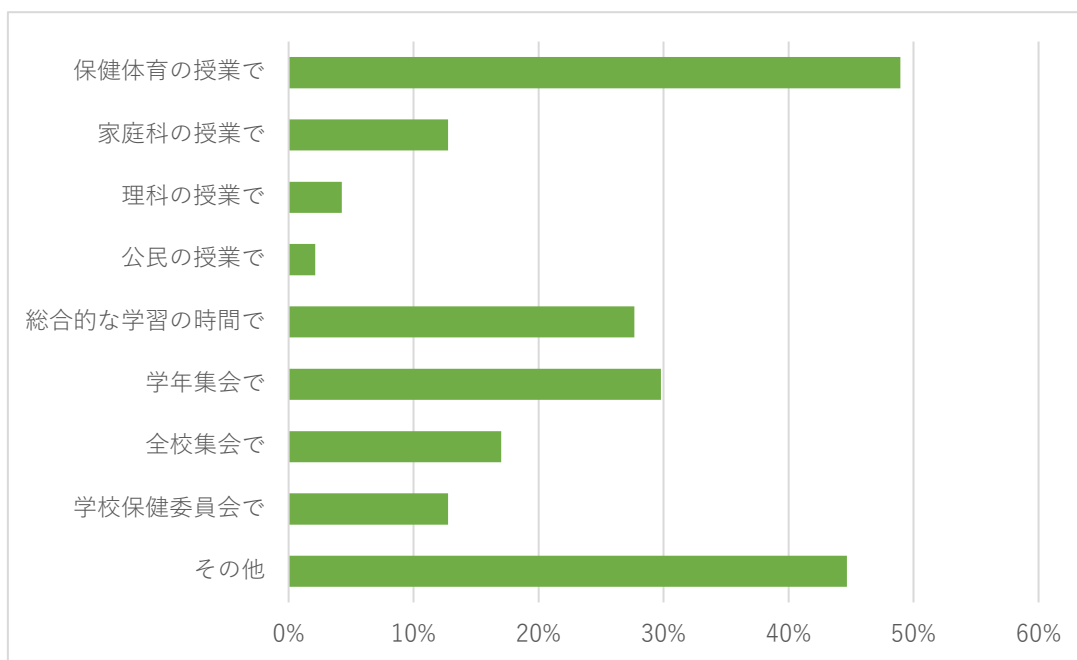
【教員調査の結果「生命の安全教育」】

「生命の安全教育」は、2020年に政府が「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を策定したことを受け、文部科学省で準備が始まり全国で2023年4月から本格的に始まった。この「生命の安全教育」が、どのくらい学校で実施されているのか、どの時間で実施されているのか、実施にあたっての課題について聞いた。

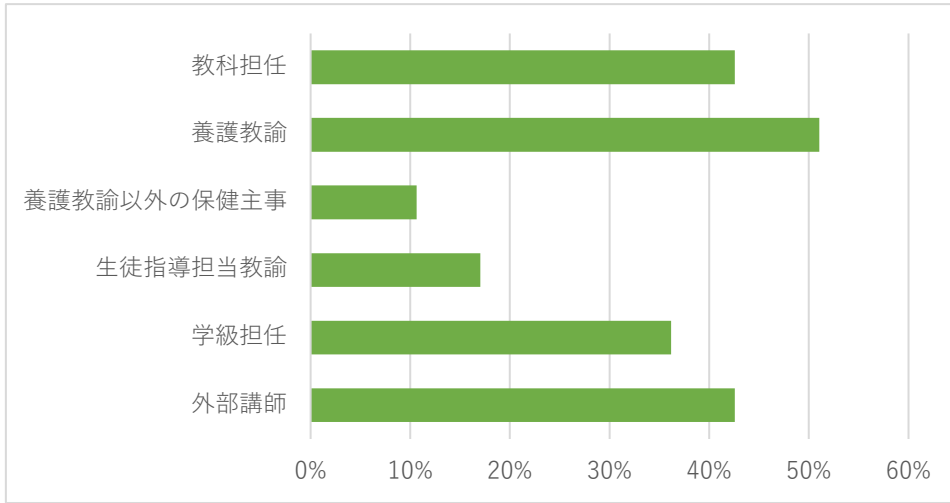
「生命の安全教育」を実施しているか



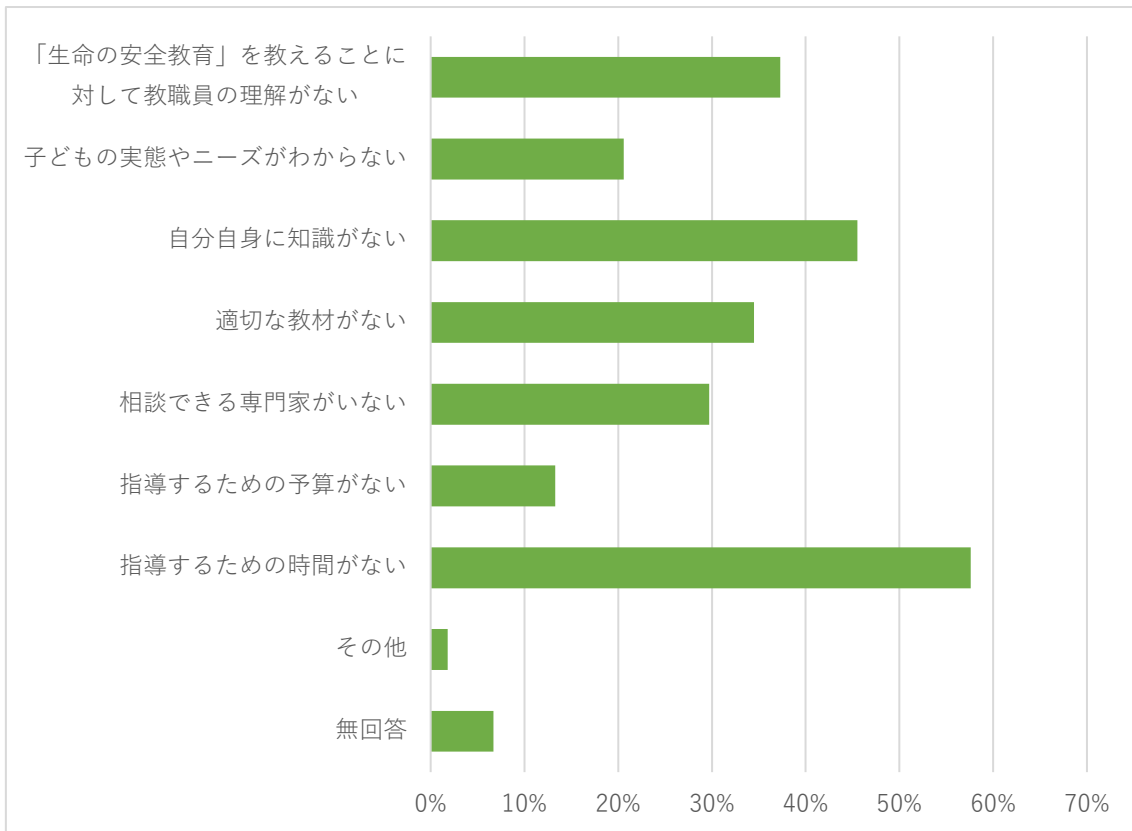
どの時間で実施しているか(複数回答)



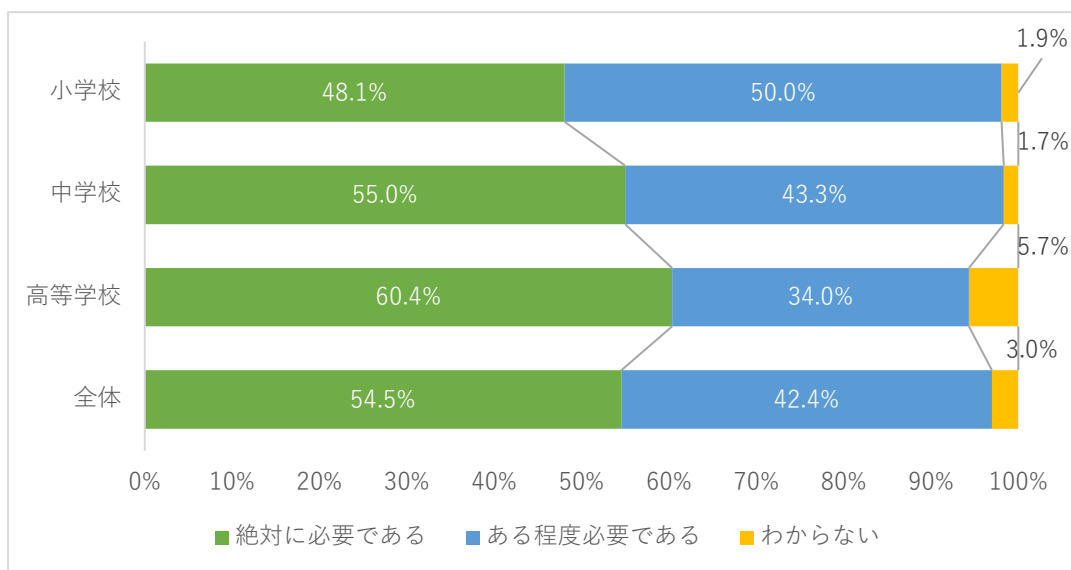
誰が実施しているか?(複数回答)



実施上の課題(複数回答)



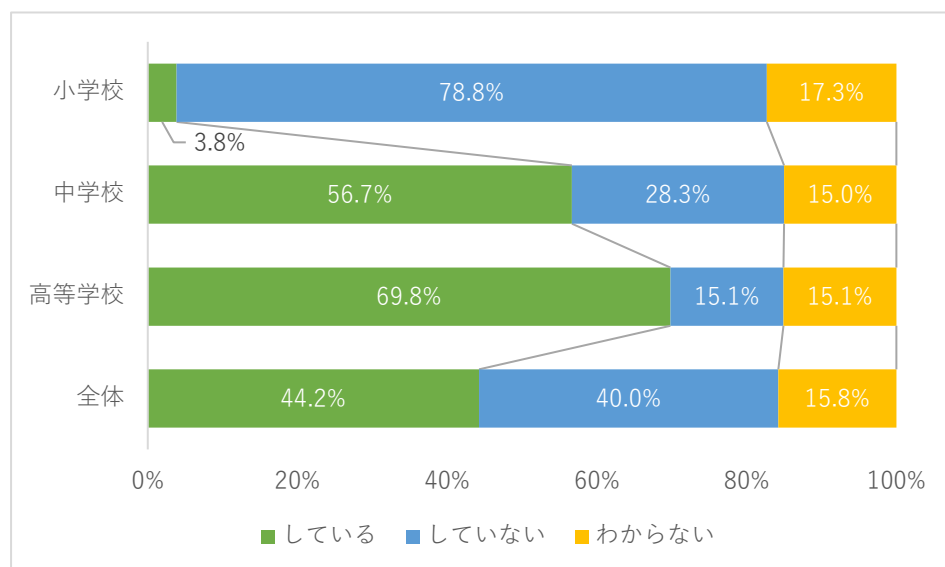
「生命の安全教育」の実施は必要か？



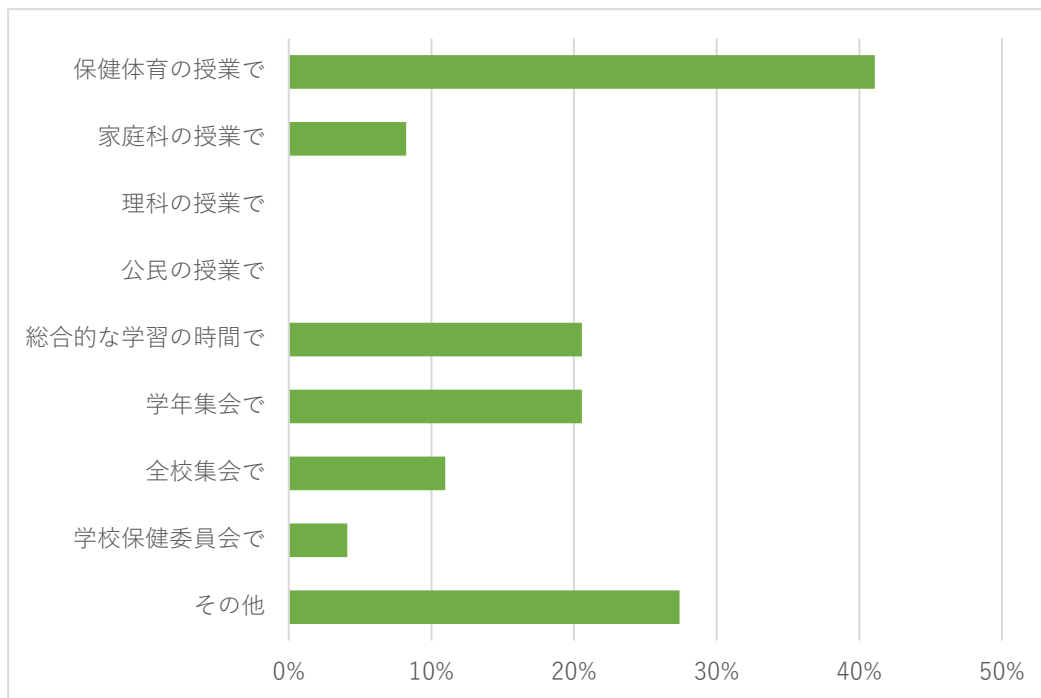
【教員調査の結果「デートDV 予防教育」】

「生命の安全教育」より以前より実施されていた「デートDV 予防教育」について、「生命の安全教育」と同じ質問で、どのくらい学校で実施されているのか、どの時間で実施されているのか、実施にあたっての課題について聞いた。

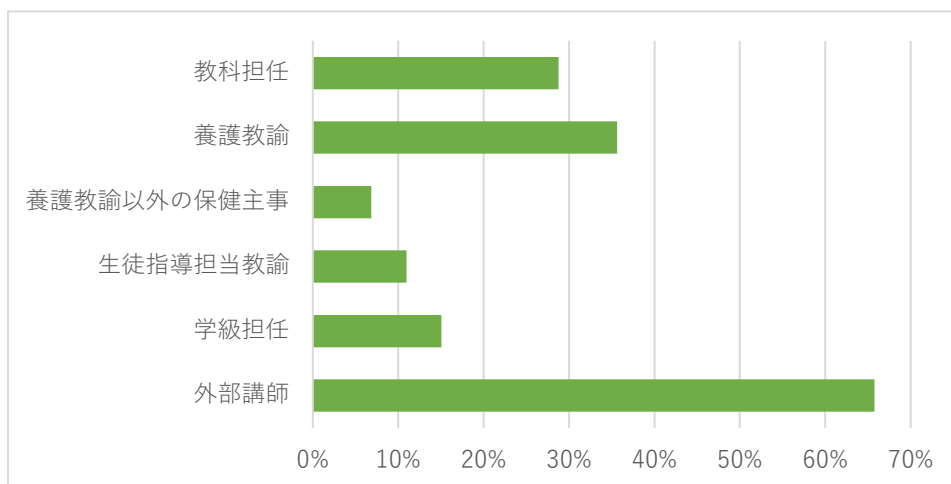
デートDV 予防教育を実施しているか



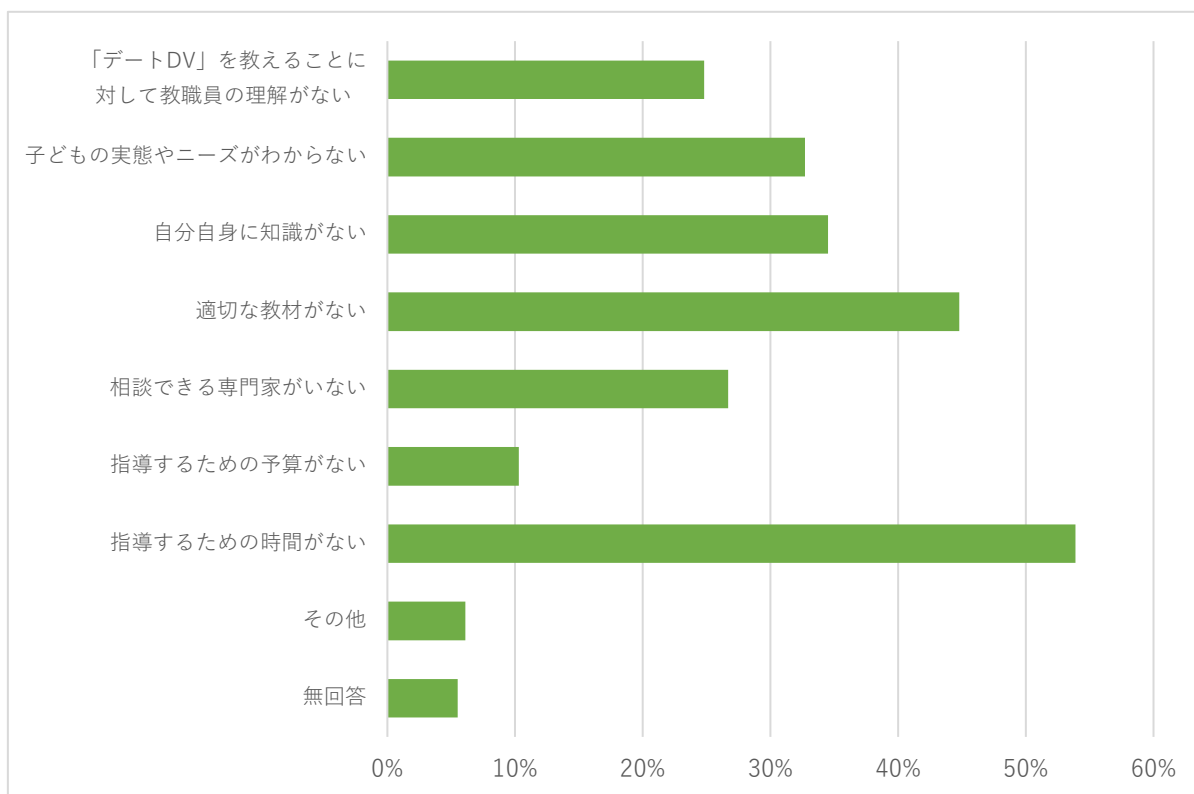
どの時間で実施しているか(複数回答)



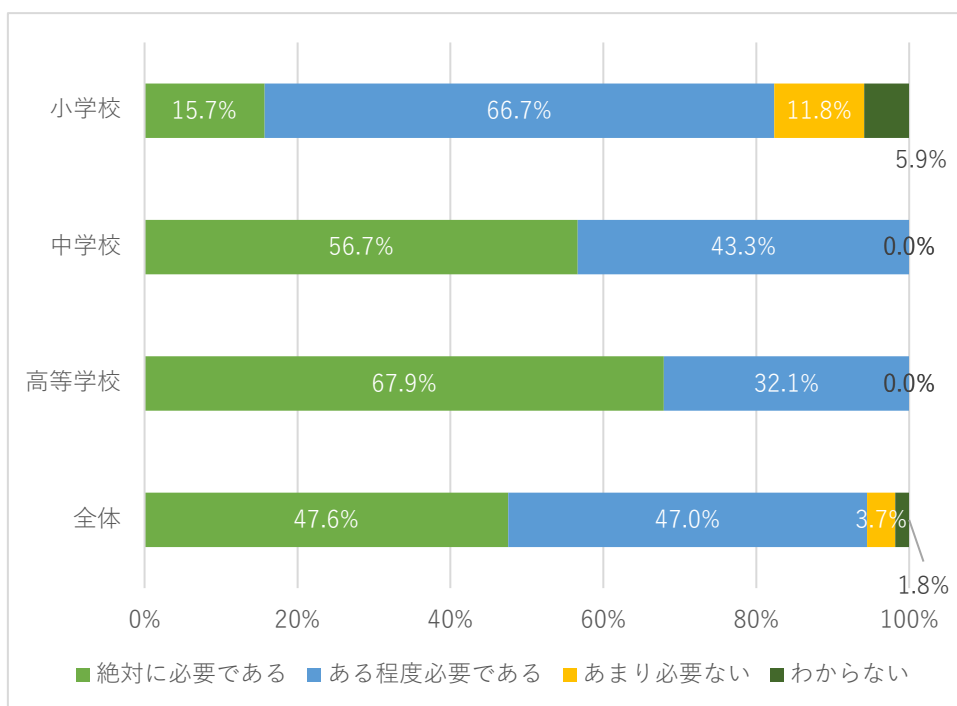
誰が実施しているか(複数回答)



実施上の課題(複数回答)



デートDV 予防教育の実施は必要か？



【中高生調査の結果「デート DV の実態」】

交際経験ありと答えた人に対して、デート DV で起きる暴力を 5 つの種類(行動の制限、精神的暴力、経済的暴力、身体的暴力、性的暴力)ごとに6項目、合計 30 項目を挙げ、被害、加害の経験を聞いた。この項目は、2016 年に認定 NPO 法人エンパワメントかながわで実施された調査と同じ項目を用いた。

交際経験ありは 965 人中 442 人(45.8%)であった。

2016 年調査とは、対象、調査のタイミングが異なるので、単純に比較はできないが、結果のみを示す。

行動の制限	他の異性と話しをしないと約束する	身体的暴力	つねったり、噛んだりする
	返信が遅いと怒る		壁に押しつける
	一日の自分の行動をすべて報告させる		殴る
	友人関係を制限する		蹴る
	スマホや携帯のデータを消す		首を絞める
	服装や髪形を決めつける		突き飛ばしたり、引きずる
精神的暴力	バカ、死ぬなど傷つく言葉を使う	性的暴力	嫌がっているのに体を触る
	体型や容姿について嫌なことを言う		嫌がっているのにキスをする
	お前のせいだと言う		嫌がっているのにセックスをする
	別れたら死ぬと言う		避妊に協力しない
	理由も言わずに無視をする		裸や性行為の写真や動画を撮る
	大切にしているものをこわしたり、捨てる		裸や性行為の写真や動画を撮りたい、あるいは送って欲しいと要求する
経済的暴力	デートの費用をいつも払わせる		
	貸したお金を返さない		
	無理やりお金を出させる		
	高いプレゼントを買ってほしいと言う		
	バイトを辞めさせる、あるいはさせない		
	別れるならこれまでのデート代を返せと言う		

被害経験

本年の調査では、ひとつでも被害経験ありは全体(N=436)で 40.6%、女性(N=225)で 45.8%、男性(N=211)で 35.1%であった。

2016 年調査はひとつでも被害経験ありは全体(N=1329)で 38.9%、女性(N=894)で 44.5%、男性(N=435)で 27.4%であった。「行動の制限」の被害が最も多かった。

全年齢 交際経験のある人		被害経験					
		1つでも被害	1つのみ	2個以上 5個未満	5個以上 10個未満	10個以上 20個未満	20個以上
全体	N=436	40.6%	14.4%	14.9%	8.6%	2.4%	0.2%
女性	N=225	45.8%	18.7%	13.7%	10.3%	2.9%	0.0%
男性	N=211	35.1%	10.0%	16.1%	6.7%	2.0%	0.5%

加害経験

本年の調査では、ひとつでも加害経験ありは全体(N=436)で 26.6%、女性(N=225)で 27.1%、男性(N=211)で 26.1%であった。

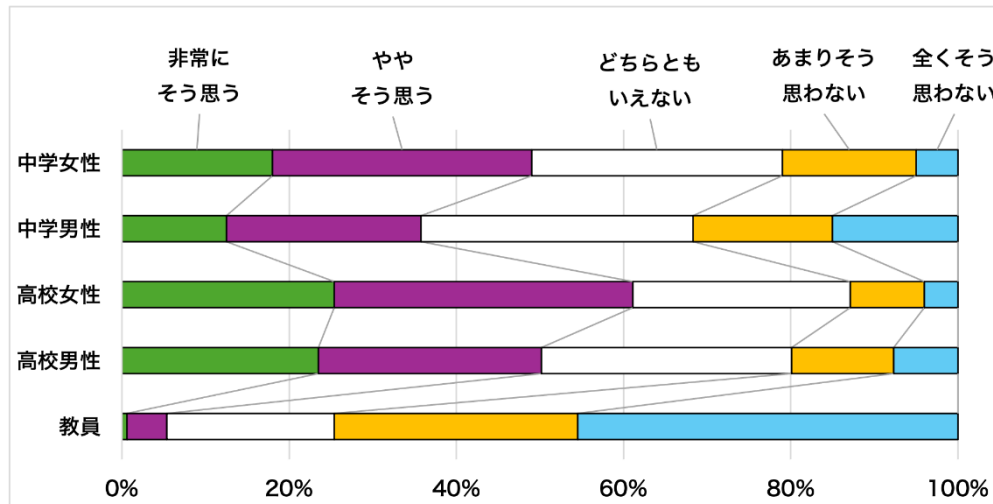
2016 年調査はひとつでも加害経験ありは全体(N=1329)で 20.8%、女性(N=894)で 21.4%、男性(N=435)で 20.5%であった。「行動の制限」の加害が最も多かった。

全年齢 交際経験のある人		加害経験					
		1つでも 加害	1つのみ	2個以上 5個未満	5個以上 10個未満	10個以上 20個未満	20個以上
全体	N=436	26.6%	11.2%	11.2%	3.2%	0.6%	0.2%
女性	N=225	27.1%	8.4%	14.6%	2.6%	0.8%	0.4%
男性	N=211	26.1%	14.2%	7.5%	3.8%	0.5%	0.0%

【性的同意の認識 中高生と教員の比較】

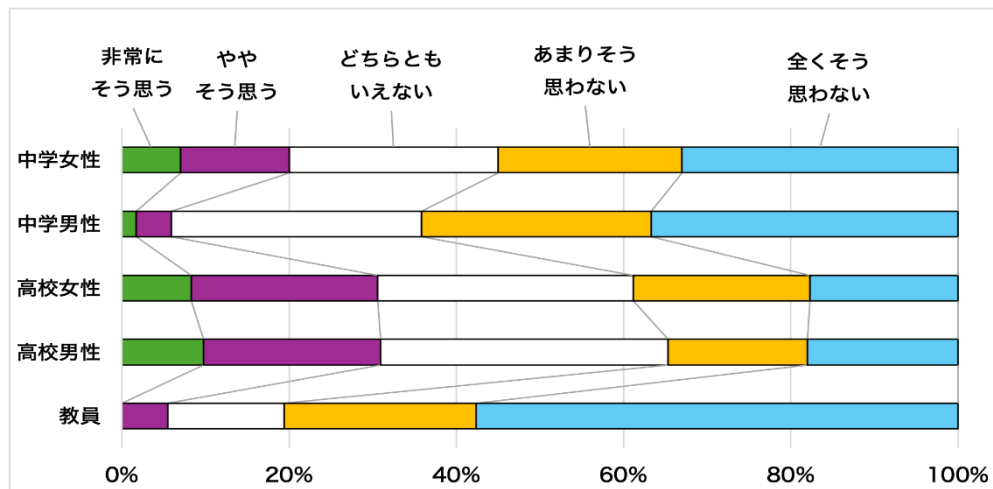
教員と中高生に対し、性的同意に関する10項目について「非常にそう思う」から「全くそう思わない」までの5段階で尋ねた。特に顕著な項目を紹介する。

1. デートしているとき、いきなり手をにぎってもかまわない



中高生は、半数以上が同意不要と考えている。教員は同意必要と思うのは4人に3人であった。中高生では、女子の方が男子より「ややそう思う」「非常のそう思う」としたものが多かった。

8. つきあっていれば、手をにぎったりキスしたりするのは当然だ

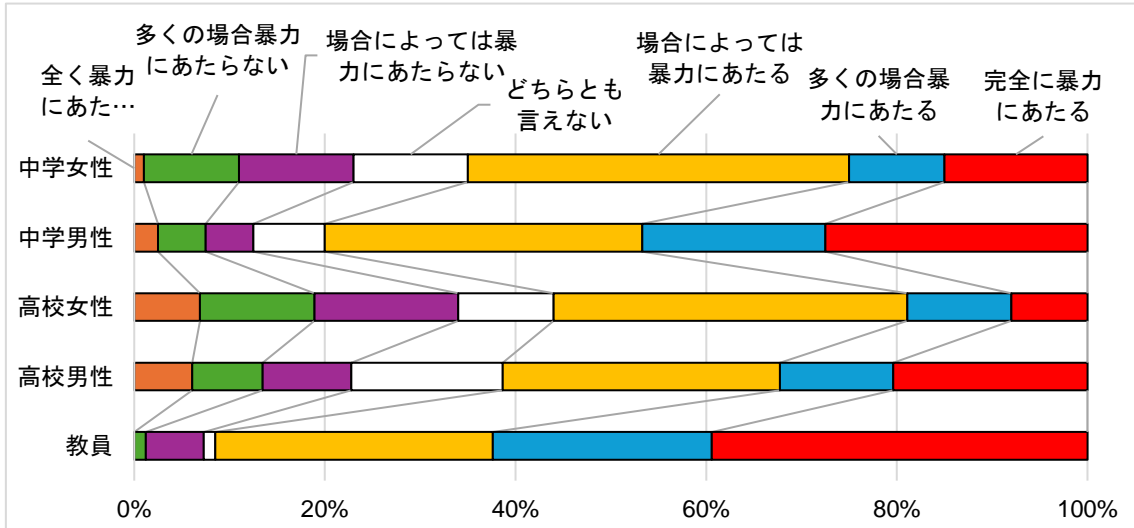


中高生、教員とも「そう思う」が他よりも多めだった。

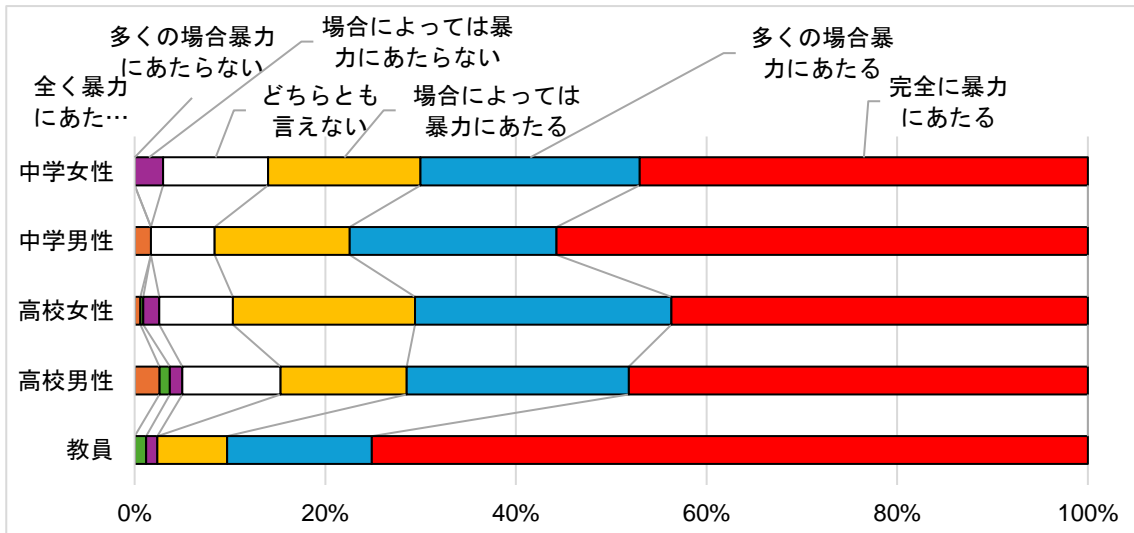
【デートDVに対する認識 中高生と教員の比較】

5項目すべて「暴力にあたる」が「暴力にあたらぬ」より多かった。
 全体として、中高生は教員よりもデートDVに対する認識が低かった。
 高校生が中学生より、女子が男子より認識が低い傾向があった。

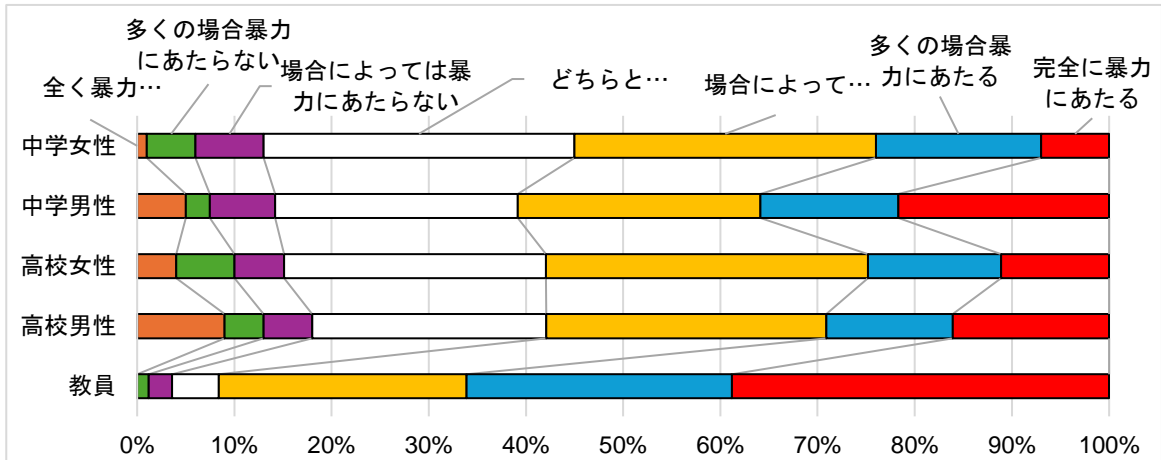
1. けがをしない強さで叩く（中高生、教員とも暴力と認識しないものが最も多い）



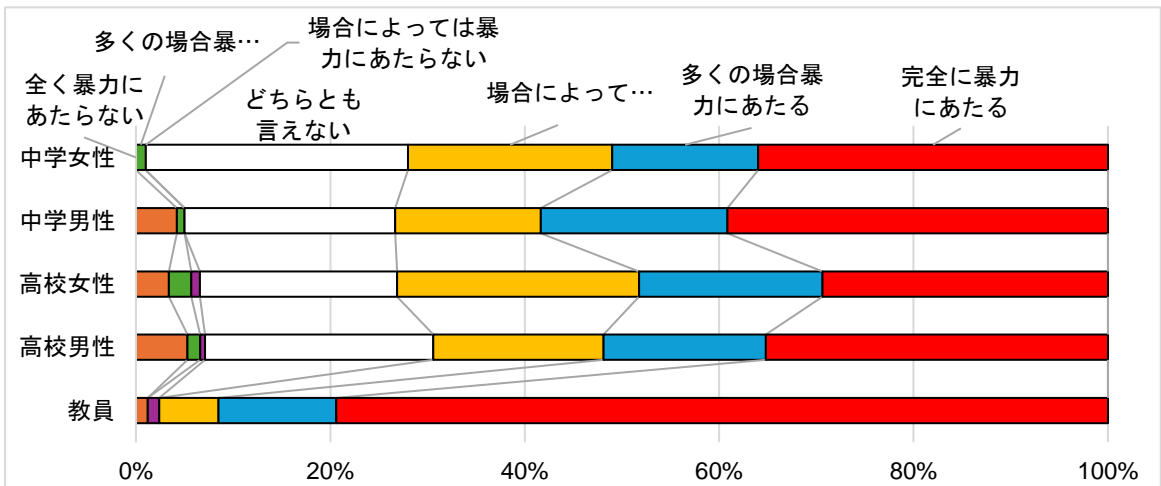
2. いやがっているのに身体的接触を求める



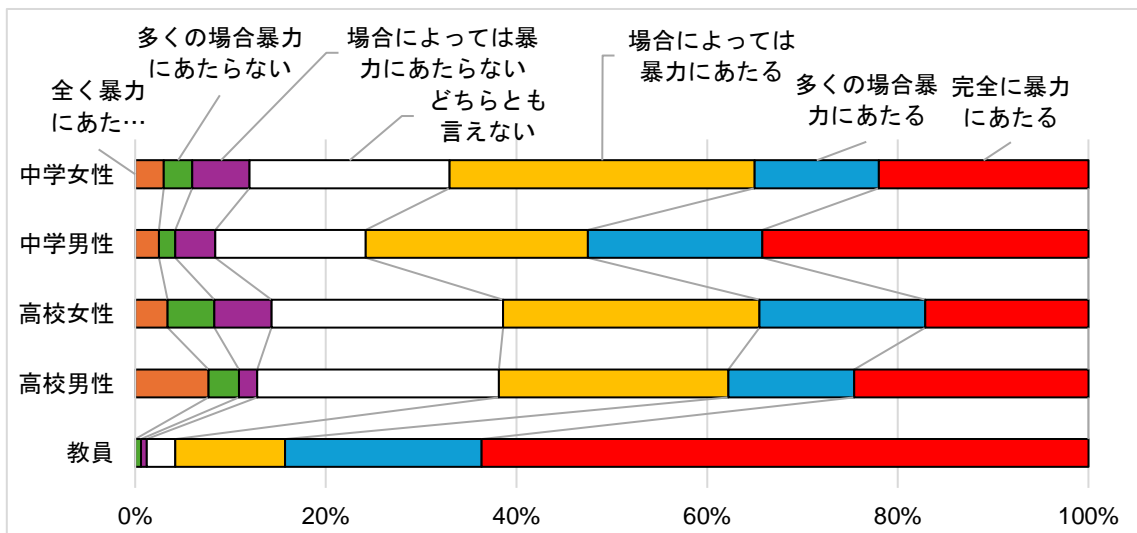
3. 相手を否定したり、意見を認めなかったりする(身体的暴力に次いで、暴力と認識しないものが多い)



4. 別れるなら自分は何をしでかすかわからないという



5. 交友関係や行動を見張るため相手のスマートフォンや携帯電話をチェックする



おわりに

今年度の事業のテーマは「性暴力をなくすために性的同意を当たり前にする予防教育の普及」でした。多くの関係者の長年の努力の結果、2023年7月13日に性暴力に関する刑法改正が行われ、「同意とは何かについて」が明文化されました。しかし、性的同意についての社会全体の意識、知識は今なお不十分で、法改正があったことも一般には浸透していません。そのため、長年デートDV予防教育に取り組んできた私たち自身が、これを機会に学びを深め、発信する力をつけようと以下の3つ事業に取り組みました。詳細はこれまでの報告で述べている通りです。

事業1「デートDV予防教育」スキルアップオンライン連続講座・全10回のオンライン講座は、毎回、バラエティに富んだ講師の方々の講演と、全国各地からの熱心な参加者との交流でとても中身の濃いものになりました。

事業2「デートDV防止スプリング・フォーラムの開催」2025年3月9日開催のフォーラムでは、内閣府、文部科学省、警察庁、こども家庭庁からの行政報告に続き、性的同意についての法改正の知識を深めるための上谷さくら弁護士の基調講演、事業3で実施した調査の結果報告、その他、3つの分科会の場を設け、幅広いテーマで交流することができました。

事業3「全国調査の実施」養護教諭や生徒たちへのアンケート調査により、文部科学省の「生命の安全教育」や、デートDV予防教育の実施状況を調査しました。また中高校を対象に暴力への認識やデートDVの被害加害の現状を把握し、今後の予防教育の課題と専門家による予防教育の必要性が明らかになりました。

以上、3つの事業で「性的同意を当たり前にする予防教育の普及」という目的について、広く深く共有することができたことは、大きな成果だったと自負しています。

今後もぜひ全国各地でつながっている、デートDV防止全国ネットワークの強みを生かして、予防教育の普及によって性暴力、デートDVを無くしていくという目標を実現していくための努力を継続していきたいと思えます。

NPO 法人デートDV防止全国ネットワーク
代表理事 中田慶子

特定非営利活動法人デートDV防止全国ネットワーク

全国でデートDV防止や支援に関わる活動をしている機関、団体、個人に対して、予防教育の普及を促進するための調査研究や政策提言、当事者支援のための連携、啓発活動等に関する事業を行い、デートDVのない社会の実現に寄与することを目的に活動しています。2018年11月法人化。

団体ホームページ: デートDV情報発信サイトnotAlone <https://notalone-ddv.org/>

活動報告書: 性的同意が当たり前になる社会をめざして

～性暴力をなくすために性的同意を当たり前にする予防教育の普及

発行: 2025年3月

発行者: 特定非営利活動法人デートDV防止全国ネットワーク

ddvbousinet@yahoo.co.jp

令和6年度 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業

本書の内容の一部あるいは全部を無断で複製複写(コピー)することは、著作権上認められている場合を除き、禁じられています。本書のデータや文書を引用する場合は、必ず出典を明記いただき、当団体へ連絡をお願いいたします。

